


「男女が共に生きるまち八王子プラン」

- 平成18年度 評価報告書 -

平成20年1月

八王子市



目 次

1．男女が共に生きるまち八王子プランの達成度の評価について	
(1) プランと達成度の評価	1
(2) 評価の方法について	2
2．指標と数値目標	2
男女が共に生きるまち八王子プラン 体系図	3
課題別の指標と数値目標	5
3．男女共同参画施策推進委員会による外部評価	9
4．個別事業評価	11
5．資 料	
(1) 評価作業の経過	75
(2) 施策推進委員会 委員名簿・開催経過	77
(3) その他資料	80

1. 男女が共に生きるまち八王子プランの達成度の評価について

(1) プランと達成度の評価

男女共同参画を推進するため、本市では行動計画を策定し、取り組んでいます。その行動計画が「男女が共に生きるまち八王子プラン」(以下「プラン」という。)です。

「プラン」は、男女共同参画を推進するための施策を体系化したものです。「プラン」は人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざすことを目標とし、この目標を実現するために5つの主要課題を設けています。そして5つの主要課題を達成するために、それぞれのもとに合わせて14の課題を設け、それぞれの課題に2～4の具体的な施策をにかけています。さらにそれらの施策を実現するために125の事業を定めています。

このようにプランは「目標」「主要課題」「課題」「施策」「事業」と、ツリー状の体系をなしています。3・4ページの図は、目標から施策のレベルまでを体系図にしたものです。

プランはどの程度達成されたかを客観的に評価することが必要です。それによってどの分野で男女共同参画が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等もはっきりしてきます。このように評価には重要な意味があります。

八王子市では、平成15年度から、市の基本計画である「八王子ゆめおりプラン」の着実な進行管理を図るために、行政評価を実施しています。これは、「八王子ゆめおりプラン」の各事業を、一定の基準にしたがって評価し、その結果を次年度以降に反映させるしくみです。

効率的な行政運営をめざすためにはプラン(計画) ドゥー(実行) シー(評価)というプロセスが大切です。計画を立てて実行したら、その結果を評価して、計画を改善し、実行する…という循環が大切です。それをマネジメントサイクルと言います。

本報告書で行う評価は「男女が共に生きるまち八王子プラン」のマネジメントサイクルにおいて、シー(評価)の部分に位置づけられるものです。

男女共同参画施策を推進するためには、市民の方々に、男女共同参画について理解していただくことが重要です。そのためには、まず、八王子市が、どのように事業を進めているのか、また、どれだけ進んでいるのかを知っていただくことが必要です。

このようなことから、今般、評価の結果を市民の皆様にご公表します。そして、市民の皆様の意見に耳を傾け、施策に反映させていきたいと考えています。

(2) 評価の方法について

プランの達成度を評価するためには、だれが何を評価するかによって複数の方法が必要となります。そこで、ここでは3つの方法を用いています。それは 指標と数値目標による評価、八王子市男女共同参画施策推進委員会による評価、担当所管課による個別事業評価の3つです。

指標と数値目標は、プランが目標とする「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成」がどの程度実現したかを示す客観的な尺度です。

男女共同参画施策推進委員会による評価は、プラン全体に対する外部からの第三者評価です。

担当所管課による個別事業評価は、プランを構成する125の個別事業のそれぞれについて、担当者自身が行う自己評価です。

2. 指標と数値目標

この評価においては、プランの達成度を示す数値を、数値目標と指標にわけています。数値目標と指標の違いは、数値目標は市役所の努力によって達成可能なもの、指標は社会状況によって大きく影響され市役所の努力によっては必ずしも達成できないものとしています。

プランの達成度を評価するため、14の課題のうち、「国・東京都への要望」を除く13の課題について、11の指標と3つの数値目標をもうけました。これらの指標と数値目標は、3・4ページの体系図の中に示してあります。

男女が共に生きるまち八王子プラン 体系図

主要課題

課題

施策

1 男女平等と共同参画の意識づくり

(1)学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

指標 小中学校の女性管理職の割合

幼児教育における環境づくり
教育内容の充実
学校運営の充実
教育の場における男女平等体制の整備

(2)あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

指標 性別による役割分担意識にとらわれない人の割合

学習機会の拡充と情報提供の充実
学習しやすい環境の整備
大学との連携強化
家庭における男女平等の意識づくり
行政における男女平等の意識づくり
男女共同参画推進のための意識の啓発
男女共同参画推進のための調査・研究

(3)人権を尊重する意識の醸成と擁護

指標 DV被害を受けた人の割合

女性に対するあらゆる暴力の根絶
人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習
人権の尊重に基づいた相談と援助

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

(4)政策・方針決定過程への女性参画の推進

数値目標 審議会等への女性の参画率

審議会などへの参画の推進
行政運営への参画の推進
政治参加への意識づくり

(5)家庭・地域における男女共同参画の促進

指標 町会・自治会長への女性の参画率

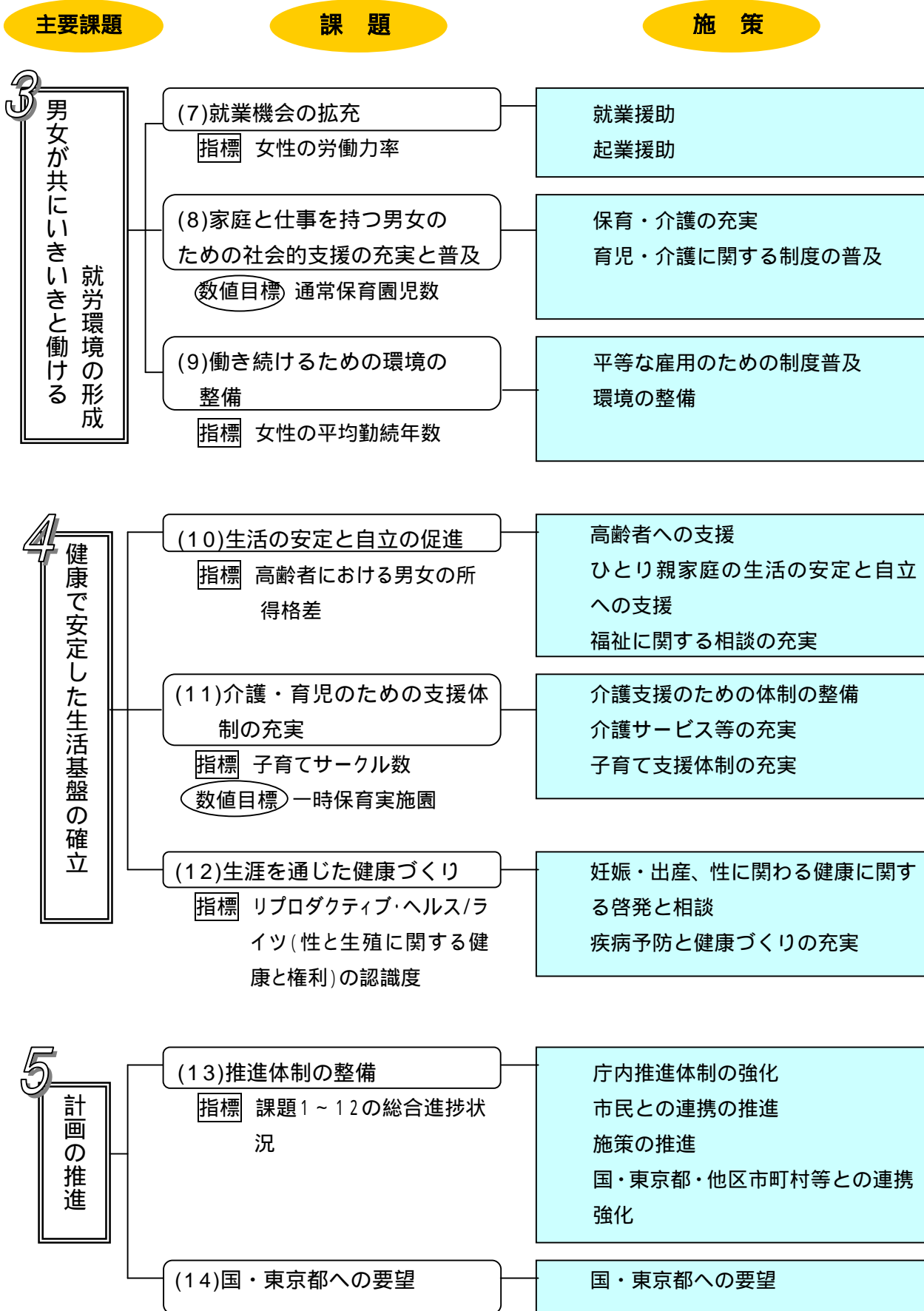
家庭における参画の促進
地域活動への参画の促進
市民協働・ボランティア活動への参画の促進

(6)国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

指標 女性差別撤廃条約の用語周知度

国際理解に関する学習機会の拡充
国際交流の推進

目標 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして



課題別の指標と数値目標

	課題	指標	数値目標
1	学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備	<p>小中学校の女性管理職の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の小中学校における、女性の校長及び副校長の占める割合 ➤ 前回の数値 17.8% (17年度末現在指導室) ➤ 現在の数値 17.6% (18年度末現在指導室) ➤ 教育の場における男女平等体制の整備が進むことにより、女性の管理職が増えて、学校教育に女性の視点が生かされることを目指します。 	
2	あらゆる場における男女平等に関する学習の推進	<p>性別による役割分担意識にとらわれない人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 家事・育児・介護について、女性(男性)が中心に関わるべきであると答えた人の割合 ➤ 現在の数値 12.8% (平成14年度「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」) ➤ 性別によって役割を固定するのではなく、そのときの状況に応じて男女ともに関わっていくという意識の人が増えることを目指します。 	
3	人権を尊重する意識の醸成と擁護	<p>DV被害を受けた人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 配偶者又は交際相手から何度も暴力を受けた体験者の割合 ➤ 現在の数値 22.7% (平成14年度「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」) ➤ 啓発などにより、DVは人権を侵害するものであることを周知し、暴力を何度も受けた人の割合を減らすことを目指します。 	

4	政策・方針決定過程への女性参画の推進		審議会等への女性の参画率 目標（19年度末） 42% 18年度末の数値 36.8%
5	家庭・地域における男女共同参画の促進	町会・自治会長への女性の参画率 ▶ 市内の町会・自治会の女性会長の割合 ▶ 前回の数値 8.9% （平成17年度 協働推進課） ▶ 現在の数値 8.7% （平成18年度 協働推進課） ▶ 地域の活動に参加している女性は多いものの、意思決定の場に参画している女性はまだまだ少ないことから、会長に女性が占める割合の増加を目指します。	
6	国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進	女性差別撤廃条約の用語周知度 ▶ 現在の数値 なし ▶ この条約は、性による差別禁止の原則を具体化したものであり、条約に批准した各国もこの条約に基づき男女共同参画に関わる施策をすすめていることから、条約の周知度の増加を目指します。	
7	就業機会の拡充	女性の労働力率 ▶ 市内15歳以上の女性に占める労働力人口（就業者・失業者）の割合 ▶ 前回の数値 44.9% （平成12年 国勢調査報告より作成 「統計はちおうじ」より） ▶ 現在の数値 45.0% ▶ （平成17年 国勢調査報告より作成 「統計はちおうじ」より） ▶ 自分の能力を発揮して働くという選択をする女性が増えているほか、男女がともに家計や経済を支えることができるよう、女性の労働力率の増加を目指します。	

8	家庭と仕事を持つ男女のための社会的支援の充実と普及		通常保育園児数 目標（21年度末） 9,243人 19年3月の数値 9,192人
9	働き続けるための環境の整備	<p>女性の平均勤続年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内事業所における女性の平均勤続年数 ➤ 前回の数値 8.6年 ➤ 現在の数値 7.9年 (平成17年度及び18年度 東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書より、八王子市分を抽出) ➤ 男女が性により差別されることなく働きつづけられるよう、女性の勤続年数の増加を目指します。 	
10	生活の安定と自立の促進	<p>高齢者における男女の所得格差</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の65歳以上男女の平均所得額の格差 ➤ 前回の数値 男性 2,662千円 女性 587千円 格差 2,075千円 *1人あたり年間所得額 千円未満四捨五入 (平成18年3月31日現在 住民税課) ➤ 現在の数値 男性 2,838千円 女性 582千円 格差 2,256千円 *1人あたり年間所得額 千円未満四捨五入 (平成19年3月31日現在 住民税課) ➤ 経済的に格差が生じがちな女性世帯が安定した生活ができるよう、男性の所得額との格差がなくなることを目指します。 	

11	介護・育児のための支援体制の充実	子育てサークル数 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内における子育てサークル数 ➤ 前回の数値 26 団体 (平成17年度 子ども家庭支援センター) ➤ 現在の数値 52 団体 (平成18年度 子ども家庭支援センター) ➤ 子育てを社会全体でサポートする環境が整うよう、子育てサークルの増加を目指します。 	一時保育実施園 目標(21年度末) 15 か所 19年3月の数値 10 か所
12	生涯を通じた健康づくり	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の認識度 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在の数値 なし ➤ 女性は、妊娠・出産という特有の機能がそなわっているため、心身ともに健康な生活を送れるように女性の健康のための権利の1つである用語の認識度の増加を目指します。 	
13	推進体制の整備	課題1～12の総合進捗状況 <p style="text-align: center;">課題1～12の総合評価</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>評価度</p> <p>A = 3</p> <p>B = 2</p> <p>C = 1</p> <p>D = 0</p> <p>に換算</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">—◆— 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ プランの着実な推進を図るために評価度の増加を目指します。 	

3. 男女共同参画施策推進委員会による評価

男女が共に生きるまち八王子プランの達成度の評価について

男女共同参画施策推進委員会

会長 広岡守穂

八王子市は「男女が共に生きるまち八王子プラン」にのっとり男女共同参画を推進していますが、その平成18年度における達成度の評価について、下記のようにまとめました。

(1) 全体を通して

プランの評価について、一昨年度、数値目標と指標、第三者評価、自己評価の3つの方法によることとし1つの数値目標と8つの指標を定めました。

昨年度は、それをさらに進め、14課題のうち「国・東京都への要望」を除く13の課題について11の指標を設定し、また3つの数値目標を定めました。

それによって本年度は指標と数値目標をプランの達成度把握の目安として利用できるようになりました。指標13によって課題1から12までの総合進捗状況を前年度のもの比べると、推進体制の整備が着実に進んでいることが読み取れます。

数値による管理は重要ですので、数値によって達成度を確認しながら男女共同参画の推進に取り組んでいただきたいと思います。また指標が適切かどうかを常に検証するなど、引き続き取り組みが必要です。

(2) 取り組みがすすんだ分野

DVに対する取り組みを中心として相談体制を強化するなど、人権を尊重する意識の醸成と擁護については、大きな前進が見られました。

また、男女共同参画センターで開催される講座等の事業が質的に向上しています。

また、学童保育所の整備が平成18年度で完成しました。

さらに地域子ども家庭支援センター2施設の開設によって、介護・育児のための支援体制の充実が進みました。

これらの分野で取り組みが進んだことを評価します。

(3) 市役所職員における男女共同参画の推進

男女共同参画の推進体制を整備するためには、まず市職員の男女共同参画を進めることが重要です。この点で職員課は管理職を講師とした研修を実施するなど、積極的に取り組んでいることを評価します。

また男女共同参画課においても、上述の達成度評価の手法を導入したほか、さまざまな相談体制を確立するなど、積極的に取り組んでいることを評価します。

以上の2点については引き続き取り組みが必要です。

(4) 所管課の理解

昨年度に続き本年度も、担当所管課ヒアリングを行い、また、その席上で所管課と施策推進委員会が意見交換を行いました。

プランを構成する事業は男女共同参画の推進を直接の目標としていないものが数多くあります。そのような場合、男女共同参画に対する所管課の理解が重要です。

市役所職員の理解を深めるため一層の努力をしてください。

(5) 所管課間の連携

所管課間の連携を引き続き強化してください。男女共同参画はあらゆる分野にまたがる課題ですので、効果的に推進するためには所管課間の連携が必要です。

(6) 個別の取り組みについて

個別事業については、昨年度、単年度評価と長期的評価との2軸による評価が必要ではないかと指摘しました。これに対して本年度は「対前年度進捗状況」に加え新たに「平成16年以降の進捗状況」が行われました。この点は高く評価します。

厳しい財政事情のもとでは、実効性の高い取り組みが求められています。社会の動きに対応した注目度の高い課題に取り組むほか、市民との協働を深めるように努めてください。

男女共同参画と生涯学習は、学習から社会参画へという面で共通するところがあり、自主グループの育成、女性の人材育成など、効果的な取り組みを進めたい。

施策の推進のために施策推進委員会との連携を一層強めることを望みます。

(7) 自己評価と第三者評価の関係について

自己評価と第三者評価はしばしば異なります。

市の所管課が行う個別事業評価(自己評価)に対して、男女共同参画施策推進委員会は個別事業評価一覧に基づいて第三者評価を行いました。

課題3について自己評価はBとなっていますが、男女共同参画施策推進委員会では相談体制の充実を評価する立場から評価Aが適切ではないかという意見が有力だったことを申し添えておきます。

4 . 個別事業評価

個別事業ごとに担当所管課が評価シートによって評価しました。評価にあたっては、対前年度実績との比較による進捗状況のほか、今回新たに平成 16 年度当初と比較した中期的な進捗状況の評価を行いました。

対前年度進捗度

- A 進んだ
例年の進捗と比べて著しく進捗した場合又は事業完了したもの
(従来実施していなかった事業を新たに立ち上げた場合など)
- B やや進んだ
数値・事業内容に進捗が見られた場合又は事業が着実に前進しているもの
(事業実績に現れない創意工夫を行った場合を含む)
- C あまり進んでいない
前年度と同様の事業内容であった場合
(事業実績に現れない創意工夫も行わなかった)
- D 全く進んでいない
該当事業に着手しなかった場合
(事業着手のための検討や準備を行った場合はCを選択)
創意工夫を行った場合とは、申請手続きの見直しによる簡略化など市民の負担が少なくなる場合

平成 16 年度以降の進捗度

- A 順調
16 年度以降目標を達成した、あるいは男女共同参画の視点を踏まえ新規事業を立ち上げた場合など
- B おおむね順調
数値・事業内容に進捗が見られた場合
(事業実績に現れない創意工夫を行った場合を含む)
- C やや遅れている
16 年度と比較して数値・事業内容が同様である場合
- D 遅れている
16 年度以降該当事業に着手していない又は廃止した場合など

主要課題1

男女平等と共同参画の意識づくり

	課題	進捗度	評価の理由
課題1	学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備	B	学校では研修などを通じ着実に教職員への意識づくり、啓発を進めており、男女平等の視点に立った学校運営が行われている。 また、児童館などでは、これまでの積極的な取り組みで高いレベルに到達した事業が継続されている。
課題2	あらゆる場における男女平等に関する学習の推進	A	男女共同参画を推進するための拠点である男女共同参画センターで、年間を通じて積極的に講座の開催や情報提供を行い、その進捗度は相当に達成されている。
課題3	人権を尊重する意識の醸成と擁護	B	ドメスティック・バイオレンスを始め各種相談窓口・業務については、増員を行うなど拡充し、啓発講座や情報提供についても着実に進められている。

課題 1

学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

課題説明

現状

男女共同参画にかかわる意識調査*で、「男女平等が望ましいと考えている」と答えた人の割合が8割近くいるなか、「現在、男女平等になっていない」と答えた人の割合は、6割を超えている。

目指す方向

次世代を担う子どもが、男女平等意識を身に付け、性別による固定的な役割分担意識によらず、個性と能力を伸ばすための環境の整備を行う。

*「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」(平成14年度実施)

プラン体系

主要課題 1

男女平等と共同参画の意識づくり

(1) 学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

施策

幼児教育における環境づくり
教育内容の充実
学校運営の充実
教育の場における男女平等体制の整備

<「ゆめおりプラン」との関連>

NO.13 子どもの健全育成
NO.19 学校教育の充実
NO.20 特色ある学校づくり
NO.21 開かれた学校づくり

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は11ページに説明があります。

幼児教育における環境づくり

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.1 幼児教育にあたる職員 の男女平等の意識づく りのための研修と啓発	1	男女の差別なく人間として尊重されるよう な周知を図るため、各幼稚園に周知依頼文を送 付した。 また、公立保育園の職員については、男女共 同参画の意識づくりは十分行われていると考 えており、現場での対応に問題はない。	C	C	子育て 支援課
No.2 性別にとらわれない教 材等の使用	3	男女の差別なく人間として尊重されるよう な周知を図るため、各幼稚園に周知依頼文を送 付した。 また、公立保育園の職員については、男女共 同参画の意識づくりは十分行われていると考 えており、現場での対応に問題はない。	C	C	子育て 支援課

教育内容の充実

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.3 教職員の意識づくり	1	研究推進委員会「男女平等教育研究班」にお いて男女平等教育についての研究を推進し、研 究紀要にまとめ全教員に配布して、意識づく りを行った。(研究会年10回実施)	B	B	指導室
No.4 男女平等の視点にたっ た進路指導の啓発	2,3	進路指導主任研修会を実施する中で、進路指 導にあたる教職員の意識づくりを行った。(年5 回研修会を実施)	B	B	指導室

学校運営の充実

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.5 男女平等の視点にたっ た学校行事の見直し	3	パワーアップ研修会における、「特別活動等 に関する講座」の開設(総合3講座、特活2講 座)により、意識づくりを行った。	B	B	指導室
No.6 男女混合名簿などによ る生徒の男女平等の意 識づくりのための工夫	1	男女平等参画社会の視点に立った男女混合 名簿の活用をしている。(小学校59校、中学校 8校で実施、各校の実情に応じての活用となっ ている。)	B	B	指導室
No.7 男女平等に基づく学校 運営を点検評価するた めの制度や機関の設置 の検討	1	学校では学校評価に男女平等に基づく学校 運営についての評価項目を入れるなどして点 検評価している。(評価項目のある学校数 小 学校16校・中学校8校)	B	B	指導室
No.8 保護者会等の土・日や 夜間の開催	4	学校説明会の休業日実施を指導しており、全 校で学校説明会を含む何らかの行事が、休業日 に実施された。	B	B	指導室

教育の場における男女平等体制の整備

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.9 児童館、学童保育所職員への男女平等の意識づくりのための研修と啓発	1	行事の参加について、男女別枠を廃止し、子どもたちの自主的判断を尊重した。 また、児童館などの日常活動から、区分け方法としての「男女別」を廃止し、子どもたちの意識の啓発を図った。 さらに、幼児と保護者を対象とした児童館事業において、父親の参加を促進する企画内容を実施した。	A	A	児童青少年課
No.10 教育相談の充実	1	教育相談担当者連絡協議会の実施（年3回） パワーアップ研修会での教育相談に関する講座の開設、メンタルサポーターの配置などにより、教職員の意識づくりを図り、教育相談の充実が進んだ。	B	B	指導室
No.11 女性教師の管理職試験の受験拡大	4	男女教員を問わず、受験情報の提示を行った。	B	B	指導室

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	学校では研修などを通じ着実に教職員への意識づくり、啓発を進めており、男女平等の視点に立った学校運営が行われている。 また、児童館などでは、これまでの積極的な取り組みで高いレベルに到達した事業が継続されている。

今後の課題

学校教職員への意識づくりは、研修などを通じ継続が図られている。

相談技術修得のための教員研修や授業で、男女共同参画に関する教育をどのように推進したら良いか検討が必要である。また、科学技術分野への積極的な女性進出などを視野に入れた指導・啓発も必要。

なお、幼稚園、保育園への意識啓発については、検証のための各幼稚園・保育園に対するアンケート調査を行うなど問題意識の共有化が必要である。

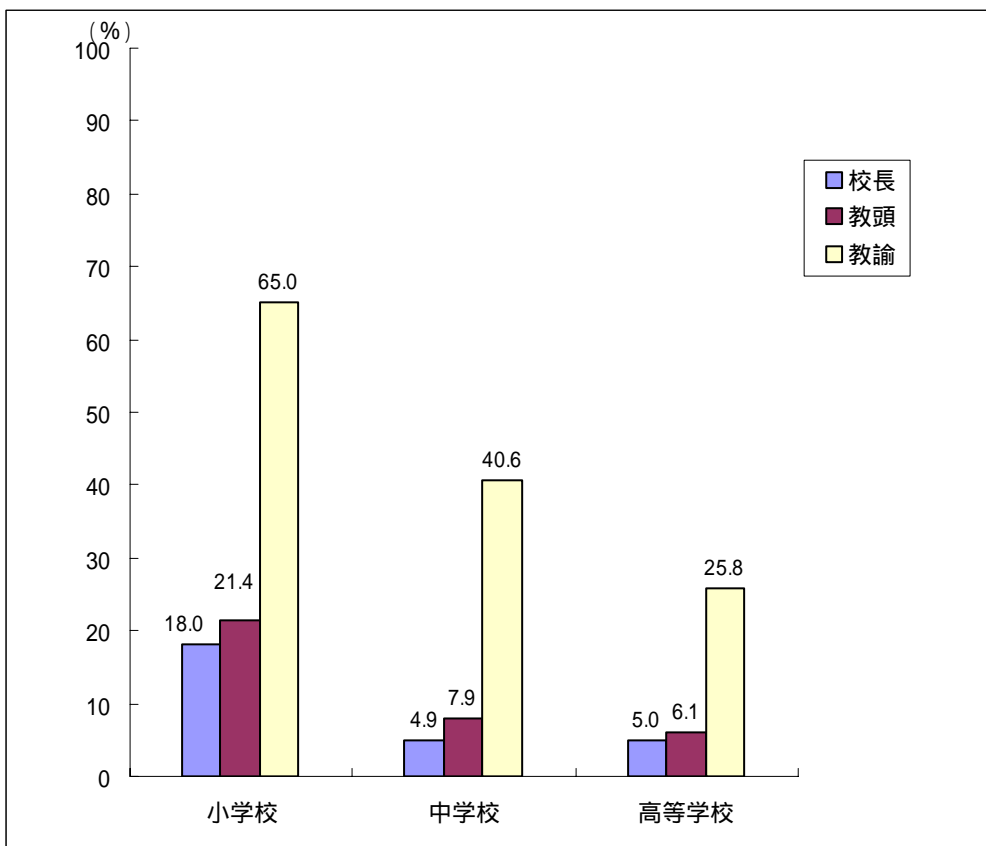
さらに、保護者などの子どもの周囲にいる人々の意識づくりや地域の人材の活用については、「課題2・あらゆる場における男女平等に関する学習の推進 施策 家庭における男女平等の意識づくり」との連携が必要である。

参 考

*****本務教員総数に占める女性の割合*****

小学校教諭は、6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれ女性教諭数は減少傾向にある。また、女性が校長及び教頭の管理職に占める割合は依然として低い。

本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育、高等教育）



資料出所 内閣府 平成 19 年版「男女共同参画白書」より作成。

課題 2

あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

課題説明

現状

固定的な役割分担意識により、女性の社会進出が進んでも、女性が家事等を担うべきであると思っている人が多い。一方、男性も家族への経済的責任をひとりで背負うことで悩んでいる人がいるといわれている。

目指す方向

男女が、固定的な性別役割分担意識について見直すための学習機会や情報提供の充実と環境の整備を行う。

プラン体系

主要課題 1

男女平等と共同参画の意識づくり

(2) あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

施策

学習機会の充実と情報提供の充実
学習しやすい環境の整備
大学との連携強化
家庭における男女平等の意識づくり
行政における男女平等の意識づくり
男女共同参画推進のための意識の啓発
男女共同参画推進のための調査・研究

<「ゆめおりプラン」との関連>

NO.22 生涯学習の推進

<関連する個別計画>

八王子生涯学習プラン

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

学習機会の充実と情報提供の充実

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.12 男女共同参画の視点に たった講座等の充実	4	男女共同参画意識の醸成を図るため、プランの主要課題 1~4 の各分野に関わる講座を開催した。(延べ 120 回) また、講座の内容や参加者の声を、センターだよりやホームページに掲載することにより、より多くの市民に情報提供を行った。	B	A	男女共同 参画課
		講座開設数を増やし(7講座)、日頃、家事参加する機会が少ない男性が、家庭での役割をあらためて見直す機会を充実させた。	B	B	学 習 支援課
No.13 学習に関する情報提供 の充実	6	「はちおうじ男女共同参画センターだより」を発行し、男女共同参画センター主催講座等の開催や実施状況の情報提供を行い、また、講座開催予定等について、ホームページをより充実させ、情報提供を行った。	B	A	男女共同 参画課
		館報「はちおうじの公民館」や講座のチラシなどを市内の公共施設で配布するとともに、市ホームページ・広報などで学習情報の提供を行った。	C	C	学 習 支援課
No.14 出前講座の充実	6	市民が主催する学習会などに市職員が出向き、担当事業などについての専門知識を活かした説明等を行い開催件数、参加人員とも増加した。(開催 295 件、参加者 18,303 名)	B	B	生涯学習 総務課
No.15 自主活動グループの育 成・支援	6	男女共同参画センターの講座の受講者が、受講後に自主的な活動をすることを支援した。支援内容は、活動場所、関連情報の提供や広報活動の援助、活動に関するアドバイス等。 18年度は、自主活動グループとの共催による講座も実施した。また、男女共同参画センターの呼びかけによる、市民講座企画会議(ダイヤモンドプロジェクト)にも参加があった。	A	A	男女共同 参画課
		公民館の講座を受講した市民の方たちが、受講後に自主的な活動をすることを支援した。(活動場所、広報活動などに関するアドバイス) 自主グループは 4 団体増加した。	B	B	学 習 支援課
No.16 学習を支援する人材の 育成と相談体制の充実	6	生涯学習総務課との共催講座「生涯学習コーディネーター入門」(応募者男性 14 名・女性 23 名)を開設した。 また、相談員は「生涯学習推進研修」ほか 2 つの研修に参加し相談業務能力の向上を図った。	C	B	学 習 支援課
No.17 交流の場の提供	6	「映画&トーク」(5 回)「ママ・パパの仲間づくり」(5 回)を実施し、それぞれテーマを設定しながら、男女共同参画センター内スペースを交流の場として提供した。	A	A	男女共同 参画課

学習しやすい環境の整備

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進 捗度	所管課
No.18 学習活動の拠点機能の 充実	6	公民館3館により、学習室等の提供及び主催講座を充実し開催し、講座応募者は前年度を上回った。(講座応募者：男性2,096名、女性3,677名 開催講座数1,240回)	B	B	学 習 支 援 課
No.19 市民センターの活用の 促進	6	コミュニティ意識の醸成、住民相互のふれあい、福祉の向上を図る場として設置した市民センター(17館)を指定管理者(八王子市学園都市文化ふれあい財団)により管理運営を行っている。 各市民センター内には、有料貸し出しの会議室、体育室などのほか、乳幼児のためのプレイルーム、地区図書室、談話コーナーなど無料で利用できる場所も設け、利用の促進を図っている。 (18年度センター利用者 2,013,534名)	B	B	協 働 推 進 課
No.20 小・中学校余裕教室の 活用	6	身近なところで学習や活動ができるよう、学校の余裕教室を選定・転用し、子育て中の男女が学習や活動ができるように体制を整えるため、学校の余裕教室の特定化を行っている。	B	B	施 設 整 備 課
		生涯学習活動、地域コミュニティ活動等を行う団体のスペースとして学校の余裕教室を開放した。 利用者数、利用回数は減少した。(18年度は、利用日数206日、利用者数2,754名)	C	C	生 涯 学 習 総 務 課
No.21 学習機会の確保のため の保育の充実	6	ほっとタイムサービスを実施し、生涯学習センター図書館、生涯学習センター、及び中央公民館を利用して学習する方と、しごと情報館を利用する方の子(満1歳以上小学校入学前)を一時預かりする。利用者数1,527名。 また、男女共同参画センター講座開催時等の託児を実施した。利用者数215名。 利用者数は、前年に比べ減少した。	B	A	男 女 共 同 参 画 課
		生涯学習センター図書館、生涯学習センター及び中央公民館を利用して学習しようとする市民の子(満1歳以上小学校入学前)を一時預かりする「ほっとタイムサービス」を実施。 利用人数1,527名	B	B	学 習 支 援 課

大学との連携強化

事業名	視点	18年度事業実績	進捗度		所管課
No.22 大学との連携強化	1,6	地域の大学等と企業及び市民との連携・協働により、性別に関係なく誰もが自由に学べる開かれた学び舎「八王子学園都市大学 いちょう塾」を運営し、誰もが意欲をもって学ぶことのできる機会を提供している。 18年度は託児付講座1講座を増やし37講座開設。	B	B	学園都市 文化課

家庭における男女平等の意識づくり

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.23 固定的な性別役割分担 の見直しのための啓 発、講座の充実	3	固定的な性別役割分担について見直す機会を提供する講座の開催を行った。 ・ シルバーエイジを迎える男性の料理講座 ・ 近くに住むことになった親のこれからを考える～地域・家庭でできる介護とは ・ 思春期の子どもにどう伝える？自分も相手も大切にすること ・ パパと小学生の「手作りぎょうざ料理教室」 ・ パパと小学生で挑戦「クリスマスピザ作り」 ・ 団塊夫婦で楽しむ講座～男の魚料理と「これからの夫婦」	A	A	男女共同 参画課
No.24 家庭教育支援のための 冊子の作成	1,3	性に関する様々な情報が氾濫するなかで、家庭で正しい性理解のもとに親子間で適切な話し合いをできるように手引書として、性教育リーフレットを作成し、小・中学校の新一年生の保護者を対象に配付した。(小学校 5,700部 中学校 5,700部)	B	B	生涯学習 総務課
No.25 女性を取り巻く制度、 社会問題についての意 識啓発と情報提供	1,2, 3	男女共同参画情報紙「ぱれっと」を発行し、「ワークライフバランス」の特集を組み、労働者と企業の両面から生活の現状と理想とが乖離する問題点を探り、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の必要性を掲載し、新聞折込みによる各戸配布等を行い啓発をした。	B	B	男女共同 参画課

行政における男女平等の意識づくり

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.26 職員研修の充実	1	職員の男女共同参画への理解を深めるために18年度は、国の男女共同参画会議委員をつとめる、鹿嶋 敬氏を講師とし、「男女共同参画の時代～どんな社会を築こうとしているのか～」と題し、実施した。 (参加職員75名)	B	B	男女共同 参画課
		「セクシュアルハラスメント防止研修」は、セクシュアルハラスメントを起こさせない職場づくりの醸成と、本市の相談苦情処理体制の理解を目的に「セクシュアルハラスメント防止研修」を実施した。この研修は、全職員が約5年に1度のサイクルで受講し、セクシュアルハラスメントの正しい知識や理解、意識を定期的に再確認するものとして実施した。 「セクシュアルハラスメント防止研修リーダー養成コース」は、管理職として、自ら率先してセクシュアルハラスメントの正しい知識と理解を深めその防止に努めること及び研修講師の養成を目的に、新任管理職3名が参加した。今後も継続的に参加し、リーダーを養成していく。 これらの努力により、セクシャルハラスメント相談件数も前年に引き続き0となっている。	B	B	職員課
No.27 庁内への情報提供の充実	1	行政ネットワークを利用し庁内イベントの開催などの情報提供を行った。	C	C	男女共同 参画課
No.28 行政に関わる相談員等への情報提供	1	庁内の女性の相談に関わる相談員相互の共通認識を高め、男女平等の視点にたった相談を行うために、情報交換及び学習会(DV被害者のアドボケートから見えてくるもの)を実施した。	B	A	男女共同 参画課

男女共同参画推進のための意識の啓発

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.29 男女共同参画啓発情報 紙の全戸配布	1,2, 3,4	男女共同参画情報紙「ぱれっと」を発行し、「ワークライフバランス」の特集を組み、労働者と企業の両面から生活の現状と理想とが乖離する問題点を探り、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の必要性を掲載し、新聞折込みによる各戸配布等を行い啓発をした。	B	A	男女共同 参画課
No.30 「女と男のいきいきフ ォーラム八王子」の開 催	1,2, 3,4	男女平等や男女共同参画についての意識啓発を図るとともに、理解や知識を深めてもらうため「第16回女と男のいきいきフォーラム八王子」を開催した。	B	A	男女共同 参画課
No.31 男女共同参画に関する 情報の収集と提供	4	情報資料コーナーを設け、資料を収集、蔵書を充実した。複数ある資料については貸出による資料提供を行っている。 また、市民用のパソコンを設置し、男女共同参画に関する情報について、インターネットによる収集が可能である。 さらに、同じ建物にある生涯学習センター図書館で所蔵している男女共同参画関連図書について「ちょっと立ち止まって！」コーナーを設け、資料の紹介を行った。	B	B	男女共同 参画課
		男女共同参画に関連する図書の紹介記事を館内に掲示した。 また、政府の男女共同参画推進本部の定めた6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に合わせて、6月後半に生涯学習センター図書館で男女共同参画をテーマとして、男女共同参画やジェンダー等の図書のテーマ展示コーナーを設置し、貸し出しを行った。	B	B	図書館

男女共同参画推進のための調査・研究

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.32 男女平等、男女共同参 画に関する市民の意 識・実態調査の実施	1,2, 3,4	「男女共同参画調査」 市の男女共同参画の今後の施策展開を考えるうえで、その都度テーマを決め調査を行い反映させる。平成18年度は、市内在住の20～59歳以下の女性を対象に、就労に関するアンケート調査を実施した。	B	B	男女共同 参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	男女共同参画を推進するための拠点である男女共同参画センターで、年間を通じて積極的に講座の開催や情報提供を行い、その進捗度は相当に達成されている。

今後の課題

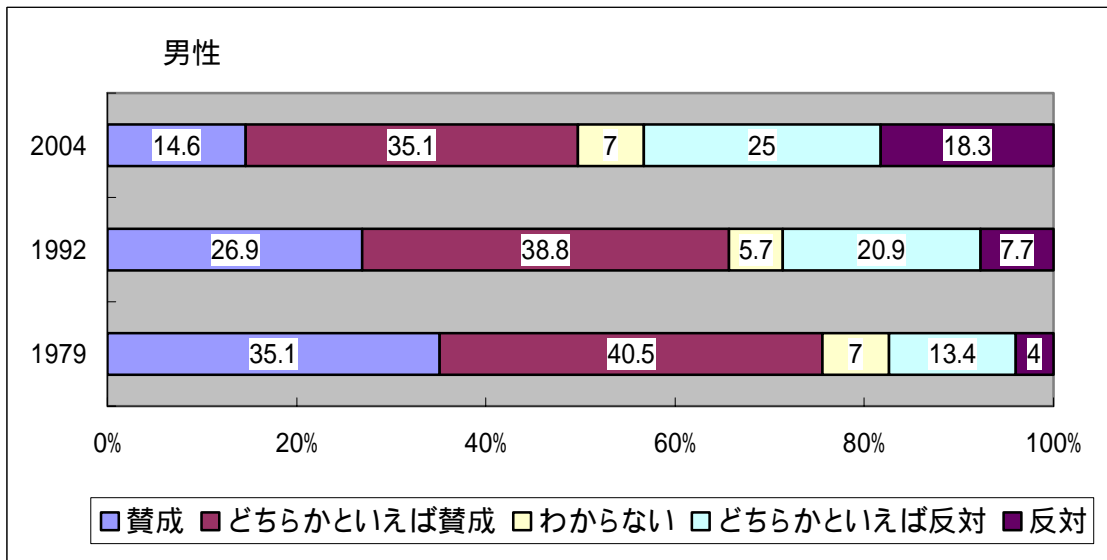
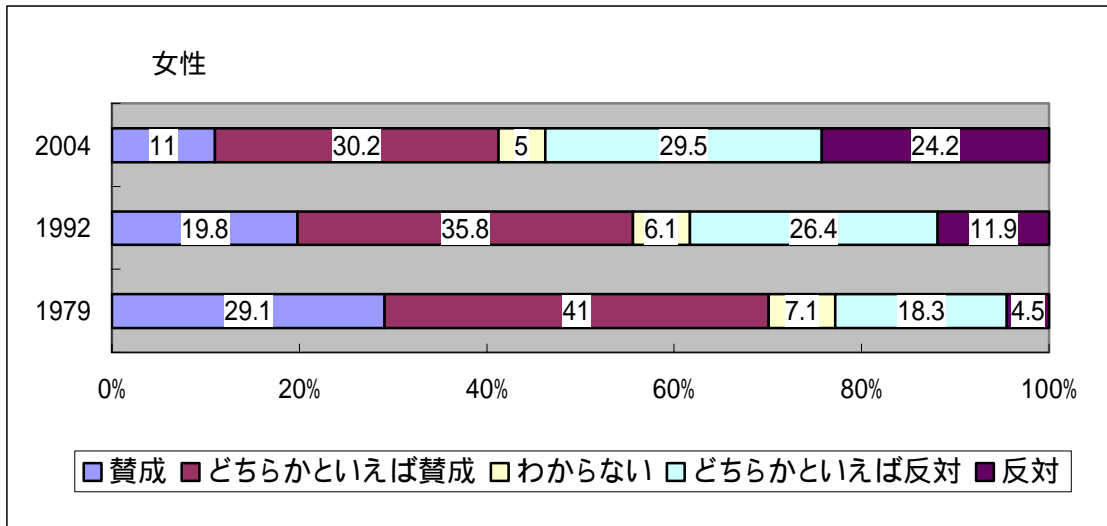
今後も、男女がともに学び、一人ひとりが持っている力を発揮して、学んだことを実践につなぐことができるような講座等の開催が求められる。

また、子育て中の人も含め、あらゆる年代の人が学習する機会を増やすことが求められており、特に男性には積極的な啓発が依然必要である。

参 考

**** 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて（日本）****

日本は他の欧米諸国に比べ、固定的役割分担意識が強く残っている。しかし、徐々に減少してきており、2004年には男女ともに初めて反対という割合が賛成を上回った。



資料出所 内閣府 平成 19 年版「男女共同参画白書」より作成。

課題説明

現状
 女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、女性への人権軽視などがあり、社会問題となっている。

目指す方向
 DVなど性に関わる問題は、人権の問題であり、女性と男性が対等な存在として互いに尊重しあう意識の醸成を行う。

プラン体系

主要課題 1

男女平等と共同参画の意識づくり

(3) 人権を尊重する意識の醸成と擁護

施策

女性に対するあらゆる暴力の根絶
 人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習
 人権の尊重に基づいた相談と援助

<基本計画上の位置付け>
 NO.10 人とひととの支え合い
 NO.12 暮らしの相談・支援

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.33 DV*1を理解するための啓発、情報提供の充実	1	女性に対する暴力をなくす運動期間にちなみ、DV被害者の声を朗読劇にした「ひまわり」を開催した。 センター開設3周年記念として女性への暴力をテーマにした映画「スタンドアップ」を上映した。 DV被害者支援事業として、DV被害者を対象としたサポート講座を開催した。 学校関係者を対象としたデートDV防止講座を開催した。 DV啓発パンフレットや相談窓口の情報カードを配布した。	A	A	男女共同 参画課
No.34 DVの相談体制の充実と緊急一時保護の実施	1	男女共同参画センターで実施している相談において、相談員1名を増員、充実させ、DVの相談にも対応した。(DV相談件数941件)	A	A	男女共同 参画課
		婦人相談員・面接員等の相談業務を通して、夫やパートナーからの暴力や虐待からの緊急一時保護の広域的な対応を実施した。 (相談181件、一時保護35件) また、男女共同参画センターと連携をとり、DVの相談体制の充実を図った。	B	B	生活 福祉課
No.35 DV被害者支援のための関係機関・団体との連携の強化	1,2	警察、弁護士、医師のほか庁内外の管理者による情報交換のための「DV被害者支援連絡協議会」、実務的な連携を図るための「関係機関担当者会議」を実施した。 特に、担当者会議では、事例検討により、連携のための議論を行った。	B	A	男女共同 参画課
No.36 性被害から青少年を守るための啓発、情報提供の充実	1	青少年対策委員会及び青少年育成指導員による地域パトロール活動、啓発看板設置、育成環境浄化活動を行うとともに、暮らしの安全安心課で配信する防犯情報を青少年対策地区委員会の会長に情報提供し、パトロール強化の依頼を行った。	B	B	児童青 少年課
No.37 セクシュアル・ハラスメント*2についての啓発	1	男女共同参画センターの情報資料コーナーにセクシュアル・ハラスメントについての資料を配架した。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、生涯学習センター図書館に、セクハラ・DV関連図書の特設コーナーを設置して啓発を行い、貸出しを呼びかけた。 さらに、出前講座や職員研修をとおり、セクハラについて周知を図った。	B	B	男女共同 参画課

人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.38 性の商品化や売買春、 メディアリテラシー* 3についての意識啓発	1	男女共同参画センター3周年事業において、講座「アニメで気づく女と男～サザエさん家から分かること」を開催し、メディアリテラシーの意識啓発を行った。	B	C	男女共同 参画課
No.39 学習指導要領に準じた 適正な性教育の実施	1	各学校において、性教育の年間指導計画の作成と教育委員会への提出を行っている。(全校実施)	B	B	指導室
No.40 性教育に携わる教師へ の研修の充実	1	保健主任研修会を実施した。研修会により教員の意識改革が進みつつある。(年間2回)	B	B	指導室
No.41 リプロダクティブ・ヘル ス/ライツ*4に関する啓 発	1,9	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点をふまえ、思春期の子どもに「自分も相手も尊重する関係」を伝えることについて考える講座を開催した。	B	C	男女共同 参画課

人権の尊重に基づいた相談と援助

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.42 女性のための相談機能 の充実	1,9	女性のためのカウンセリング(毎週2回、夜間月2回)、女性のための相談(毎週1回)、女性のための保健相談(毎月1回)、女性のための弁護士相談(毎月1回)、相談担当職員による一般相談を実施し、女性からの相談に対応した。一般相談については、相談員の1名増員を行った。 (全相談件数 3,087件)	A	A	男女共同 参画課
No.43 市民相談の充実	1	人権相談として、毎月10日の定例相談及び特設相談(2回)を実施。相談に対応する人権擁護委員の女性の割合が増加した。(50%) 弁護士による無料法律相談をはじめとして、専門家による税金・年金・雇用保険・労働条件相談、登記、相続・遺言、不動産などの相談を定期的実施している。 また、市職員による一般相談・案内も実施している。(相談者数 1,793名)	B	A	総務課
No.44 外国人女性への情報提 供	1	男女共同参画センターとほっとタイムサービスの利用案内を英語、中国語、ハングルに翻訳し、相談事業の周知を図っている。また、DV啓発冊子「パートナーからの暴力に悩んでいませんか?」の英語版を配付している。 なお、外国人女性からの相談については、語学ボランティアを活用して、対応した。	B	B	男女共同 参画課

No.45 セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の整備	1	男女共同参画センターの専門相談及び電話相談のなかで、セクシャル・ハラスメントの相談についても応じている。(相談件数6件)	C	C	男女共同参画課
		学校における対応として、セクシャル・ハラスメント担当は校長とし、対象や内容に応じ、副校長、関係主任、学級担任、養護教諭等と相談・苦情処理にあたる。窓口は、平成11年度に全校設置済み	A	A	指導室

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	ドメスティック・バイオレンスを始め各種相談窓口・業務については、増員を行うなど拡充し、啓発講座や情報提供についても着実に進められている。

今後の課題

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシャル・ハラスメントは、人権問題であるという認識を徹底させて防止を図るとともに、DV被害者への自立支援を含めた具体的な施策の実施と関係機関の連携が必要である。

そのために、「DV被害者支援連絡協議会」及び「DV被害者支援関係機関担当者会議」の機能を十分に活用することが求められる。

また、性教育についても、人権の尊重に関わる問題であるという認識の啓発が必要である。

* 1・2・3・4は29ページの用語の解説に説明があります。

用語の解説

* 1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されます。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられることもあります。男女共同参画基本計画においては、「夫・パートナーからの暴力」と記述されています。

* 2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

* 3 メディアリテラシー

一部のメディアでは、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられことも少なくないことから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。

* 4 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

「市町村男女共同参画計画策定の手引き(内閣府男女共同参画局発行)」から抜粋、要約

主要課題2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

	課題	進捗度	評価の理由
課題 4	政策・方針決定過程 への女性参画の推進	B	女性が地域や社会へ参画するための知識 やノウハウを提供するため、講座を開催し た。審議会等委員への女性の参画率につい ては、昨年度より増加した。
課題 5	家庭・地域における 男女共同参画の促進	B	前年度に引き続き、地域における男女共 同参画の促進のための取り組みは着実に進 められている。
課題 6	国際理解・国際交流 を通じた男女共同参 画の促進	B	外国人と市民との交流事業の拠点となる 八王子市国際交流コーナーで事業が着実に 進められている。

課題説明

現状

女性の社会進出は進むものの、政策・方針決定の場への女性の参画は、十分とはいえない状況にある。

目指す方向

審議会などへの女性の登用を推進するとともに、女性の政治への参加を促すための意識づくりに努める。また、市職員の意識の醸成を行う。

プラン体系

主要課題 2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

(1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進

施策

審議会などへの参画の推進
行政運営への参画の推進
政治参加への意識づくり

<「ゆめおりプラン」との関連>
NO.09 人材の育成と活用
NO.10 人とひととの支え合い

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

審議会などへの参画の推進

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.46 女性の参画率の向上	4	審議会等委員への女性の参画率の促進を目指して、平成12年度に設置した「八王子市審議会等委員への女性の参画促進要綱」に基づき、女性の参画率を調査、把握した。(前年より0.8ポイント増加) また、情報紙「ぱれっと」で公表し、市民への働きかけも行った。	B	C	男女共同 参画課
No.47 民間団体等への意識啓発の実施	4,3	町会への女性の参画を呼びかける4コマ・ジェンダーマンガを作成し、男女共同参画週間期間中、本庁舎に展示するとともに、ホームページに掲載し、広く周知に努めた。	B	C	男女共同 参画課
No.48 女性の参画のための人材育成及び人材情報の収集と提供	4,3	女性が審議会や地域へ参画し、また起業により社会へ参画するための知識やノウハウを提供するための講座を4講座開催した。	B	B	男女共同 参画課

行政運営への参画の推進

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.49 配置や職務分担における男女平等の徹底	4,3	「昇任昇格選考時の要件の緩和」 平成16・17年度に引続き「意向調査」を実施することで、「職場での話し合う環境づくり」を推進し、コミュニケーションの向上を図ってきた。その中で、把握された職員の能力・適性を発揮できる「上位職」への昇任昇格について、機会均等の観点から育児休業・介護休業等で経験年数の除算される期間を緩和するなど弾力的な規定運用を実施することで、職員のチャレンジ意識の喚起、意欲の向上につなげる取り組みを行った。	B	B	職員課
No.50 女性職員に対する意識啓発と人材育成	4	出産、育児、介護等の影響を受けやすい状況にある女性職員のキャリア形成やワークライフバランス等について考える「女性職員のためのキャリア研修」を実施した。この研修は、17年度から実施したものであり、女性の活躍推進等、多様な人材を活かす「ダイバーシティマネジメント」の観点から、今後とも継続実施していく。 また、昇任試験の受験者数も前年実績を超える結果となった。	B	B	職員課

政治参加への意識づくり

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.51 選挙に関する啓発活動 の充実	4	<p>明るい選挙推進協議会を通じ啓発活動等を行い、政治意識の向上に努めた。(話しあい活動、地域運動会等での啓発、市議会傍聴、明るい選挙賛同者「しろばらの友」募集、話しあい強調月間、しろばら講演会、ポスターコンクール)</p> <p>また、明るい選挙推進協議会での女性参画率は、58.1%となっており参画は進んでいる。</p>	B	B	選挙管理 委員会 事務局
No.52 市議会に関する情報提 供の充実	4	<p>市議会や政治について市民の意識の高揚に努めるため、「市議会だより」を発行しているが、市政モニターのアンケートを参考に、より分かりやすい紙面の作成に努めた。(定例会号4回、803,100部)</p> <p>このほか、各定例会初日に「議場コンサート」を開催時に、そこで配布するリーフレットに当該定例会の日程を掲載。</p> <p>また、議会運営・しくみ等を解説したパンフレット「市議会のあらまし」を作成している。</p> <p>さらに、市のホームページの「議会事務局」のコーナーを随時情報更新するとともに、市議会だよりのPDF版や本会議録を各定例会後に掲載した。</p>	B	B	議会事 務局 庶務調 査課
No.53 女性の政治への参加を 促すための情報提供	4	<p>新聞記事の切り抜きの掲示、関係資料の情報資料コーナーへの配架、雑誌の定期購入を行った。</p>	C	C	男女共同 参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	<p>女性が地域や社会へ参画するための知識やノウハウを提供するため、講座を開催した。</p> <p>審議会等委員への女性の参画率については、昨年度より増加した。</p>

今後の課題

審議会などへの女性の参画率向上のためには、民間・各種団体等への働きかけや女性の人材情報の継続的な収集が急務である。

また、参画率の向上のためには、女性委員「0」の委員会をなくすことが不可欠である。

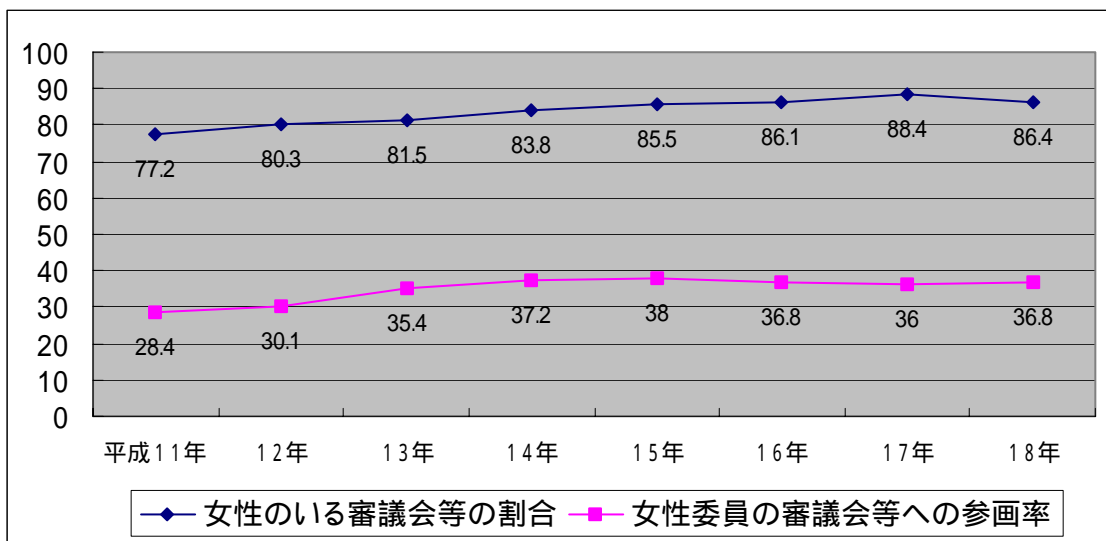
さらに、女性の政治参加のために、情報の収集と提供について工夫を行い、意識づくりを進めていくことが求められる。

参 考

*****八王子市の女性の参画状況推移*****

平成11年以降女性のいる審議会等の割合は、着実に増加していたが、平成18年はやや減少した。審議会等への参画率は、平成14年以降ほぼ横ばいで推移している。

(単位：%)



課題説明

現状

家庭において、家事・育児などへの男性の関わりが少ない状況にある。また、地域では定年後の男性を含め、男女共に、積極的な参画の必要性が求められている。

目指す方向

男女ともに、仕事や家事・育児等を担って、家庭生活における責任を果たし、また、あらゆる年代の男女がお互いを尊重しつつ、主体的に地域に関わるような環境づくりを行う。

プラン体系

主要課題 2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

(2) 家庭・地域における男女共同参画の促進

施策

家庭における参画の促進
 地域活動への参画の促進
 市民協働・ボランティア活動への参画の促進

<「ゆめおりプラン」との関連>

NO.02 市民と行政との協働
 NO.11 地域での支え合い

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

家庭における参画の促進

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.54 男性の家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の開催	4,3,6	男性が家事や介護に関する知識を習得するための講座を5講座開催し充実させ、受講者が大幅に増加している。(参加延べ人数270名)	B	B	男女共同参画課
		消費者保護対策事業として、消費生活の向上に資するため、各種教室、講座などを実施している。(講座数16回)	B	B	暮らしの安全安心課
		地域包括支援センターにおいて、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めるとともに知識や技術の向上を図った。 (開催回数280回、参加人数5,790名)	B	B	高齢者支援課
		「パパと一緒に！体操と絵本タイム」ほか2講座を開設し、講座回数を充実させている。	B	B	学習支援課
No.55 父親の参加も呼びかける母親学級等の実施	4,3	「こんにちは赤ちゃん」(母親学級)では、妊婦とその家族(父親等)に対し講義・実習・情報提供を行うとともに、仲間作りの機会を提供して妊娠、出産、育児ができるよう支援する。 また、「パパママクラス」(両親学級)では、初産婦と父親が妊娠、出産、育児に関する情報を共有することによりお互いを理解し支えあい、心豊かに子育てに取り組めるよう支援する。父親参加の機会を促進するために、「パパママクラス」(両親学級)の実施回数を増加、定例事業化した。	B	B	保健センター
No.56 情報紙等による啓発	4,3	男女共同参画情報紙「ぱれっと」の発行 男女共同参画情報紙「ぱれっと」において「ワークライフバランス」の特集を組み、労働者と企業の両面から生活の現状と理想とが乖離する問題点を探り、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の必要性を掲載し、新聞折込みによる各戸配布を行えた。	B	B	男女共同参画課

地域活動への参画の促進

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.57 地域活動における男女共同参画促進の啓発	4,5	講座を活用して、講座受講生に地域活動への主体的な参画を呼びかけた。シルバーエイジを迎える男性の料理講座ほか2講座を開催。	B	B	男女共同参画課

No.58 地域活動の中心となる 人材の育成	4,5	<p>市政や地域活動への参画を促す人材育成のための講座「女性のためのパワーアップ講座」ほか1講座を開催した。</p>	A	B	男女共同参画課
		<p>シニア元気塾の開催、社会参加の第1歩の為の知識と技術を習得するための「教養コース」と既に地域でボランティア等で活躍している方を対象として、さらに地域の活動の核となっていたりするための「コーディネート養成コース」を設定している。</p> <p>また、高齢者が地域で活躍できるように、高齢者活動を支援するセンター「元気」を運営している。</p> <p>シニア元気塾の女性参加者は減少しているが、女性の運営能力、存在感、パワーは大きく評価できる。</p> <p>また、センター「元気」に参加しているボランティアスタッフは、女性の参画が多い。</p>	B	B	高齢者支援課
		<p>生涯学習コーディネーター入門講座を開催し、市民主体の生涯学習活動を実践するためのリーダーを養成した。(開催1回、修了生27名)</p>	B	B	生涯学習総務課
		<p>「ボランティア入門～幼児と遊ぼう～」ほか5講座を開催した。</p>	C	B	学習支援課
No.59 地域での自主的コミュニティ活動の促進	4,5	<p>地域の問題解決や共通する目標の実現に向け、地域内で中心的に活動している団体である町会・自治会からの各種問い合わせや相談に対応した。また、町会・自治会に対し各種補助金を交付した。</p>	B	B	協働推進課

市民協働・ボランティア活動への参画の促進

事業名	視点	18年度事業実績	対前年進捗度	計画期間進捗度	所管課
No.60 ボランティアの養成	4,5	<p>NPO法人八王子市民活動協議会との共催により「お父さんお帰りなさいパーティー」を開催し、ボランティア体験談の発表や団体紹介などを実施するとともに「八王子地域デビュー講座」も共催により実施した。</p> <p>また、「ボランティア入門講座」を継続実施し、男女共に参加を得ることができた。</p>	A	A	協働推進課
		<p>八王子市社会福祉協議会では、様々なボランティア活動への援護を実施しており、これまで男女の区別なくボランティアの養成を行ってきた。</p> <p>市はこれらの事業に対して補助金(ボランティア活動援護事業)を支出し、男女の区別なく毎年度確実にボランティアの養成を行っている。</p>	B	B	健康福祉総務課
		<p>学校の協力により、週末の学校施設を開放し、地域の人材やボランティアが講座等を企画実施することにより、地域の教育力の向上を目的とした「サタデースクール」事業を実施した。性別による機会は均等であり、意欲のある方を中心に活動している。</p>	A	A	生涯学習総務課

No.61 NPO・ボランティアに関する情報提供の充実	4,5	<p>平成19年1月から団塊世代等地域参加支援デスクを開設し、団塊世代やシニア世代の方に、地域での活動に参加する際の情報提供や相談を行う体制作りを行った。</p> <p>市民活動支援センターでは、ボランティアや市民活動に関する情報の収集と提供をしている。メディアによる提供方法としては、広報紙「市民活動通信」の第4面や同センターのウェブサイト、市民活動団体からのボランティア募集の記事を掲載することにより発信している。また、ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人とのコーディネートをはじめ、様々な相談等にも対応している。</p>	B	B	協働推進課
		<p>八王子市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを中心に各種情報を男女の区別なくボランティアに提供しており、ボランティア活動を行うための有効な情報源となっている。</p> <p>市は、これらの事業への補助金（ボランティア活動援護事業、ボランティアセンター管理運営費）を支出し、各種情報を男女の区別なく毎年度確実にボランティアに提供している。</p>	B	B	健康福祉総務課
No.62 市民活動の拠点の充実	4,5	<p>市民活動支援センターは、NPO法人八王子市民活動協議会が指定管理者として管理運営している。</p> <p>市民活動支援センターでは、交流会、ミーティング、会議、情報交換の場として会議室の無料貸出やコピー機、印刷機等の有料貸出をしているほか、情報の収集と提供、市民活動に関する様々な相談業務、各種研修会の開催などを行い、市民活動の拠点として、性別に関係なく参加しやすいようカフェ形式の講座も実施した。</p>	B	B	協働推進課
		<p>八王子市社会福祉協議会では、市内2か所（元横山町、南大沢）にボランティアの活動拠点であるセンターを設置し、男女の区別なくボランティア活動をサポートしている。市は、このセンター管理運営費について補助金を支出し、協力している。</p>	B	B	健康福祉総務課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	前年度に引き続き、地域における男女共同参画の促進のための取り組みは着実に進められている。

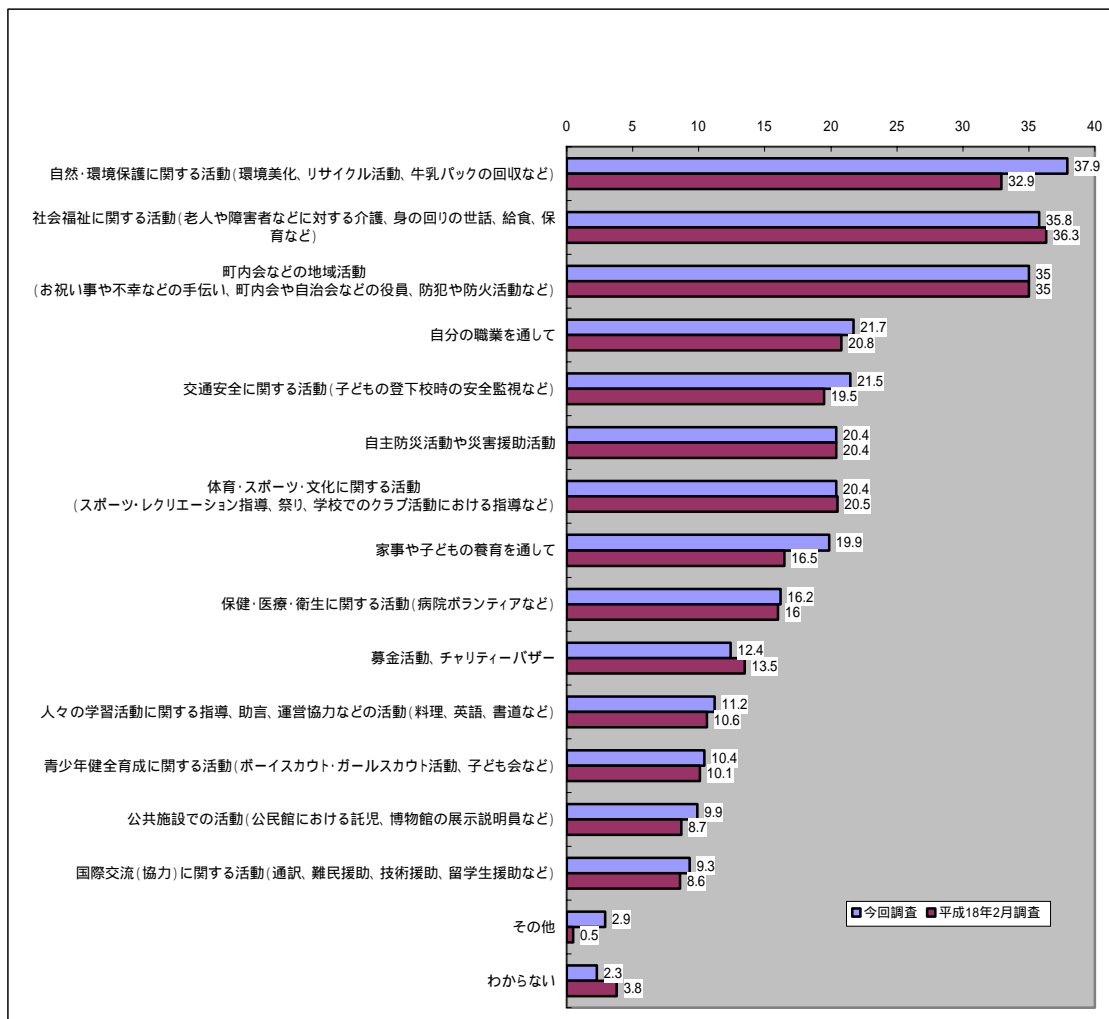
今後の課題

地域における参画については、団塊世代の人々が定年退職を迎えようとしているなか、特に男性が家庭生活へ参画する意識改革を進めるとともに、いかに市民活動に関心をもってもらえるか、また、その人材の活用・活動の場の提供が求められる。

参 考

*****社会への貢献内容*****

社会への貢献内容については、「自然・環境保護に関する活動」・「社会福祉に関する活動」・「町内会などの地域活動」をあげる人が多い。



資料出所 内閣府 「社会意識に関する世論調査(平成19年1月)」より作成。

課題 6

国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

課題説明

現状

男女平等は、国際的な課題であり、国際的な視点でとらえることが必要とされている。

目指す方向

国際交流を通して、他の国の社会や文化を理解するための、学習の機会や資料の提供を推進する。

プラン体系

主要課題 2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

(3) 国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

施策

国際理解に関する学習機会の拡充
国際交流の推進

<「ゆめおりプラン」との関係>
NO.26 文化交流の推進

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

国際理解に関する学習機会の拡充

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.63 国際的な視点に立った 学習機会の充実	10	男女共同参画情報紙「ばれっと」第27号で、先進国のワークライフバランスの取り組みの情報を提供した。	B	C	男女共同 参画課
No.64 海外資料の提供の充実	10	男女共同参画センターでは、資料の収集や雑誌の定期購入を行い、蔵書の充実を図り、センター利用者に情報を提供している。 男女平等に関する国際的な動向については、雑誌にて最新の情報を提供している。	C	C	男女共同 参画課
		生涯学習センター図書館において男女共同参画に関連する外国語の図書等の収集を行い、市民に対して、図書の貸出し及び紹介を実施した。	B	B	図書館

国際交流の推進

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.65 国際交流の場と機会の 提供	10	八王子市国際交流コーナーで外国人と市民との交流事業、国際交流フェスティバル、国際理解推進事業、留学生のための高齢者施設訪問、留学生八王子ふるさとプログラム事業を実施した。 (国際交流事業数 22)	B	A	学園都市 文化課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	外国人と市民との交流事業の拠点となる八王子市国際交流コーナーで事業が着実に進められている。

今後の課題

男女共同参画センターにおいて、資料の充実とその周知を図るとともに、講座などを通して男女平等について、国際的な視野でとらえることを広めていくことが必要である。

参 考

****人間開発指数（HDI）とジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）****

- 教育水準などで表される人間開発指数では、日本は第7位ですが、女性の能力活用を表すジェンダー・エンパワーメント指数では、第42位です。女性が能力を十分に発揮できていない状況がうかがえます。

	人間開発指数（HDI）	ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）
順位	国 名	国 名
1	ノルウェー	ノルウェー
2	アイスランド	スウェーデン
3	オーストラリア	アイスランド
4	アイルランド	デンマーク
5	スウェーデン	ベルギー
6	カナダ	フィンランド
7	日本	オランダ
8	米国	オーストラリア
9	スイス	ドイツ
10	オランダ	オーストリア
...	
42	スロバキア	日本

「人間開発報告書」（2006年）より作成

* 人間開発指数（HDI）・・・平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、1人あたり国民所得を用いて算出、人間開発の達成度に焦点をあてたもの。

* ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）・・・国会議員、専門職・技術職、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出、能力を活用する機会に焦点をあてたもの。

主要課題3

男女が共にいきいきと働ける 就労環境の形成

	課題	進捗度	評価の理由
課題 7	就業機会の拡充	B	ワークワークほっとタイムサービスの実施により、子育て中の方も求職活動がしやすくなった。就業支援のための講座、セミナーなどの取り組みが着実に進められた。
課題 8	家庭と仕事を持つ男女のための社会的支援の充実と普及	B	保育所等での各種保育事業を推進している。特に、学童保育所の整備は、計画どおり平成18年度で完了した。また、介護サービス訪問ふれあい員の事業が着実に進められている。
課題 9	働き続けるための環境の整備	B	働き続けるための環境整備や周知・啓発のための講座等の事業は着実に実施された。

課題 7

就業機会の拡充

課題説明

現状

結婚や出産を機に仕事をやめた女性が再就職を希望するなど、経済的自立を求める女性が増えています。

目指す方向

女性の就業機会の拡大を促進し、情報提供の充実を図る。

プラン体系

主要課題 3

男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(1) 就業機会の拡充

施策

就業援助
起業援助

<「ゆめおりプラン」との関連>
NO.33 体制づくりと人材育成

<関連する個別計画>
八王子市産業振興マスタープラン

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

就業援助

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.66 雇用機会の拡大による 女性の就業機会の拡充	5	パートバンク事業、八王子しごと情報館でパートからフルタイムまですべての求職者に対し、職業紹介・相談を実施した。 女性来館者数は延 24,146 名と前年 23,145 名から増加した。	B	B	産業 政策課
No.67 就業援助のための講座 の開催と情報提供	5,6	女性を対象とした「本気で働きたい女性のための再就職支援講座」及び「保育サポーター養成講座」を開催し、就職に有益な技術を習得し、また託児を付け、子どもが幼い女性も参加しやすいよう配慮した。 ハローワーク八王子との共催により、八王子しごと情報館で仕事探しをする方のお子さんの託児サービス、ワークワークほっとタイムサービスを 19 年 2 月から開始した。	A	A	男女共同 参画課
		労政基本事業として、正しい労働契約などの知識を習得させ、就職を側面から支援するため、労働セミナーを開催し、就業援助を行った。 (市主催セミナー84名参加)	B	B	産業 政策課
		「はじめて学ぶパソコン～ワード講習会～」ほか 10 講座開催し、内容の充実を図った。 (パソコン講座開催数 39 63 回へ増加)	B	B	学 習 支援課
No.68 八王子しごと情報館で の情報の提供	5	自己検索機による、パートタイム労働を含む全ての求人、求職雇用相談等を専門に取り扱うパートバンク運営をすることにより、女性の雇用拡大に努めている。 「ワークワークほっとタイムサービス」の開始により、子育て中の方も来館しやすくなった。女性来館者数は延 24,146 名	B	B	産業 政策課
No.69 高齢女性就業のための シルバー人材センター の活用	5	シルバー人材センター運営助成事業として、シルバー人材センターの援助・指導を推進しながら、高齢者の就業機会の拡充と生きがいの場の拡大に努め会員数も増加した。	B	B	高齢者 支援課
No.70 母子家庭の就労相談	5	生活保護の母子家庭に対しては、婦人相談員・就労支援員を通して、就業への助言、職業安定所への案内を実施した。それ以外の母子家庭に対しては、母子自立支援員の相談業務の中で公共職業訓練やハローワーク、東京仕事センタなどの窓口を紹介した。	C	C	子育て 支援課

起業援助

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.71 女性の起業への援助	5	女性・中高年事業創出支援利子補給金事業として、国民生活金融公庫の貸付制度である「女性、若者/シニア企業化資金」の利用者に対し、利子の補助を行い側面支援することで、雇用の促進や産業振興を図った。 平成18年度の制度の女性利用実績2件。	B	B	産業 政策課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	ワークワークほっとタイムサービスの実施により、子育て中の方も求職活動がしやすくなった。就業支援のための講座、セミナーなどの取り組みが着実に進められた。

今後の課題

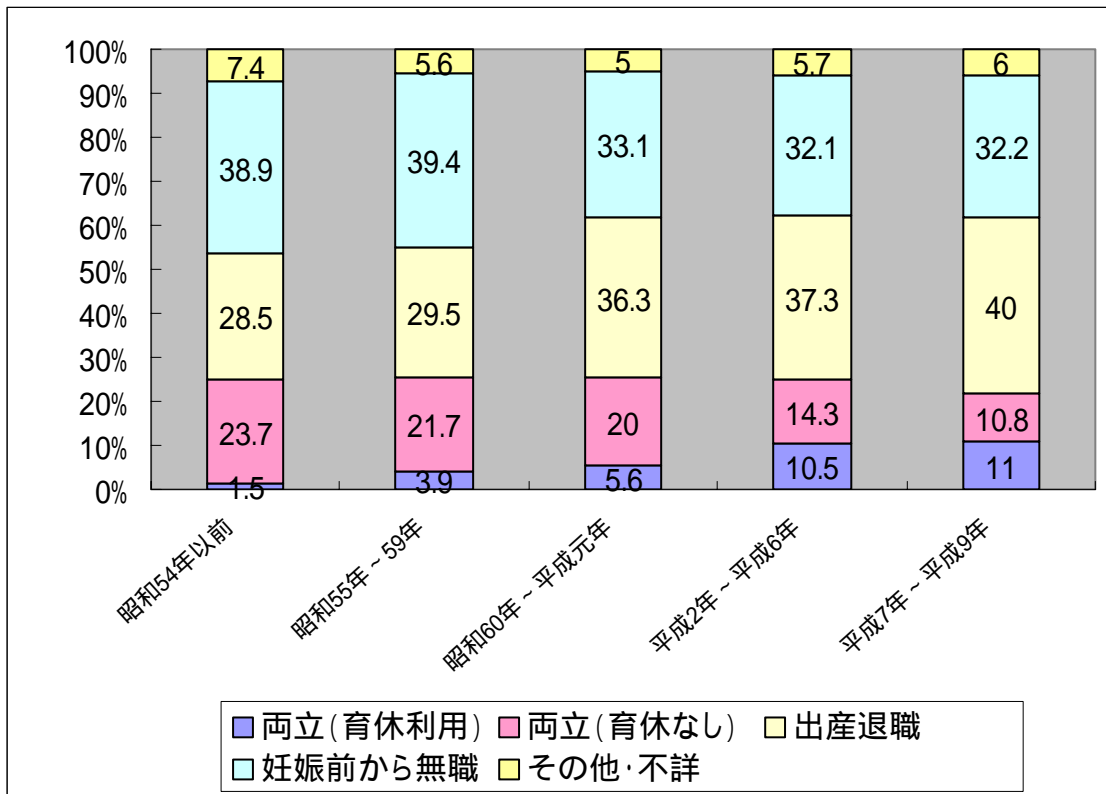
他機関や企業との連携を十分に図ることによって、正確な情報提供や就業へ確実につながる支援に取り組むことができる。特に、母子家庭の就労相談については、今後、一層関係機関での連携を強化し、支援のための取り組みが必要である。

また、労働に関する法や制度の改正、国の取り組みについても積極的に情報提供を図る必要がある。

参 考

*****結婚年次別出産前後の女性の就業状況の変化*****

昭和54年以前に結婚した女性と平成7年～9年に結婚した女を比べると、育児休業を取得している者の割合は増加しているものの、出産前後を超えて就業を継続している者の割合は増えていない。



資料出所 内閣府 平成19年版「男女共同参画白書」より作成

課題説明

現状

自分の能力を発揮して働くという選択をする女性が増えているほか、経済や雇用状況の変化の中、男女が共に家計や経済を支えることが必要な状況にある。また、男性は長時間労働が続き、育児・介護休暇の取得が進んでいない。

目指す方向

男女が、ともに仕事と家庭を両立できるよう、労働形態の多様化による保育ニーズに対応し、育児・介護休業などの制度の普及を図る。

プラン体系

主要課題 3

男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(2) 家庭と仕事を持つ男女のための社会的支援の充実と普及

施策

保育・介護の充実
育児・介護に関する制度の普及

<「ゆめおりプラン」との関連>

NO.13 子どもの健全育成
NO.15 高齢者支援
NO.16 社会保障

<関連する個別計画>

・次世代育成支援行動計画
・新地域福祉計画

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

保育・介護の充実

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.72 保育所等の受入れ体制 の充実	8	<p>需要の増大が見込まれる地域への民間保育園の新設及び増設などの施設整備を促進し、受入体制の充実を図るとともに、都が設置を認証した認証保育所への補助事業及び家庭福祉員への保育の委託事業を実施している。</p> <p>保育園は、新園1園を設置し120名の定員増を行った。</p> <p>また、家庭福祉員資格研修を実施するとともに6名の新規認定を行い、受入児童が増加、更に平成19年度認定に向けての資格研修を実施した。</p>	B	B	子育て 支援課
No.73 延長保育、一時保育、 病後児保育の充実	8	<p>認可保育園で通常の11時間開所を更に延長して保育を実施。</p> <p>また、就労、入院等の保護者の一時的な事由で保育を必要とする子どもを保育する一時保育を実施。</p> <p>病後児保育は、病気の回復期にあるが、まだ、保育所等で受け入れできない小学校2年までの子どもを預かるもの。</p> <p>延長保育3園及び一時保育の実施園が1園増加し、利用実績が伸びた。</p>	B	B	子育て 支援課
No.74 ファミリーサポートセ ンターの充実	8	<p>既存の保育サービスでは対応が難しい緊急の用事などに伴う一時的な保育ニーズに対し、地域の中で育児を相互的に援助し、もって仕事と育児の両立を支援する。NPO や子育てサークルの増加により活動数は減少傾向にある。(活動数8,166件)</p>	B	B	子育て 支援課
No.75 ショートステイ、トワ イライトステイの充実	8	<p>ショートステイ事業として、保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、「こどものうち八栄寮」、「リフレここのえ」及び「市内養育協力家庭」で短期的に宿泊型一時保育することで子育て家庭を支援する。</p> <p>トワイライトステイ事業として、保護者の帰宅が仕事その他の理由により、恒常的に夜間にわたるため、児童の生活に支障が生じている場合に、当該児童を「こどものうち八栄寮」又は「リフレここのえ」に通所させ夜10時まで夜間一時保育することで子育て家庭の負担を軽減した。</p>	B	A	子 ども 家庭支援 センター
No.76 学童保育所の充実	8	<p>就労などの理由により、学校の放課後に子どもの監護に欠ける場合に学童保育を行うものである。</p> <p>平成13年度から着手した「一小学校区一学童保育所」の整備は平成18年度で完了した。民設の自主学童クラブの公設化を進めているが、年度当初計画6箇所について、すべて予定どおり新規開設を達成できた。また、施設の増設も3箇所行った。</p>	A	A	児 童 青少年課

No.77 介護サービス相談の充実	8	介護保険サービスなどの利用者及び家族からの不平・不満・苦情申立ての窓口となり、施設職員や行政機関とは一定の距離をおいた立場で、利用者等を直接訪問し相談に応じ、事情聴取や調査を行い不満等の解消を図り、行政等に助言・勧告を行うオンブズマンとは異なる相談事業を実施し、市民の権利・利益等を擁護するが、それによりサービス内容や自立支援の充実につながり、結果として男女を問わず労働分野への参画を促進した。 介護サービス訪問ふれあい員 活動状況：1,961件。	B	B	高齢者 相談課
----------------------	---	--	---	---	------------

育児・介護に関する制度の普及

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.78 育児休業及び介護休業 制度の普及の啓発	8,3	保健センターで母子手帳申請者に配布する「親と子の保健バッグ」に男性の育児休業取得促進パンフレットを継続して同封した。	C	B	男女共同 参画課
		労政基本事業として、育児・介護休業法のチラシ・ポケット労働法（小冊子）を出先機関に配布しPRを行った。	A	A	産 業 政策課
No.79 介護保険についての知識の普及	8	出前講座「知っていますか？介護保険」の開催や、介護保険パンフレットの継続配付による制度、利用方法の周知を行い情報提供に努めた。	B	B	介護サー ビス課

課題の進捗状況

進 捗 度	評 価 の 理 由
B	保育所等での各種保育事業を推進している。特に、学童保育所の整備は、計画どおり平成18年度で完了した。また、介護サービス訪問ふれあい員の事業が着実に進められている。

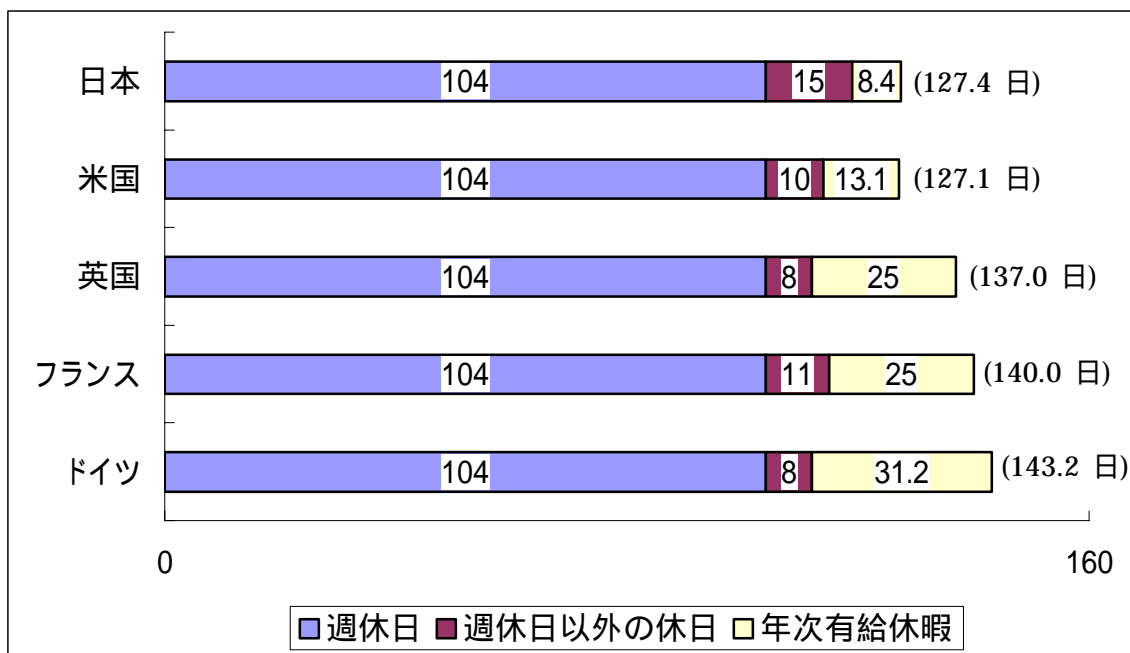
今後の課題

保育事業の充実については、保育定員枠の拡大や新規事業実施園の拡大など、利用しやすさに配慮したサービスの充実やワークライフバランスの推進が求められる。
また、介護を要する高齢者からの相談等を積極的に受けていくことが必要である。

参 考

*****年間休日数の国際比較*****

日本の週休日数は、西欧諸国と比較して同じ日数であり、週休日以外の休日数は、西欧諸国と比較して多い。しかし、年次有給休暇の取得が西欧諸国に比べ少ないために、年間休日数は少なくなっている。



資料出所 内閣府19年版「男女共同参画白書」から作成

課題説明

現状

パートタイム労働や派遣など、多様な働き方が広がるなか、育児・介護休業などの法律の整備は進んでいるが、女性労働者を取り巻く環境は必ずしも十分ではなく、働きつづけることが依然として困難な状況にある。

目指す方向

男女が性により差別されることなく働き続けることができるよう、職場の差別的慣行・慣習の是正等の啓発や関係法規・制度の周知の促進を行う。

プラン体系

主要課題 3

男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(3) 働き続けるための環境の整備

施策

平等な雇用のための制度普及
環境の整備

<「ゆめおりプラン」との関連>
NO.33 体制づくりと人材育成

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

平等な雇用のための制度普及

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.80 労働セミナーなどによる労働関係法規等の周知・啓発	7	ワークライフバランスのための働き方や問題点を考える「学生のためのワークライフバランス講座」を開催し東京都と共催したほか、男女雇用機会均等法の改正についての情報を提供する説明会を国と共催した。	B	B	男女共同 参画課
		労働法セミナーや東京都労働相談情報センターと共催で労働法講座を開催した。 (セミナー参加84名)	B	B	産 業 政策課
No.81 職場におけるセクシュアルハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発	7	男女雇用機会均等法の改正についての情報を提供する説明会を国との共催により開催し、セクシュアルハラスメント等に関する啓発を行った。	A	C	男女共同 参画課
		労政基本事業として、相談窓口を案内するとともに、労働法セミナーや東京都労働相談情報センターと共催した女性のための労働法セミナーのなかで男女平等を取り上げ、周知・啓発した。	C	B	産 業 政策課
No.82 母性保護に関する周知・啓発	7,9	男女雇用機会均等法の改正についての情報を提供する説明会を、国との共催により開催し啓発を行った。(参加140名)	B	C	男女共同 参画課
No.83 働きやすい労働環境のための啓発	7	「仕事と生活の両立支援」を進めるために、使いやすい取り組み例を提供するセミナー「会社事例に学ぶ仕事と生活の両立支援制度」を東京都労働相談情報センター共催で開催した。	B	B	男女共同 参画課
		労働法セミナーをとおして、労働環境を啓発している。(セミナー参加84名)	B	B	産 業 政策課

環境の整備

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.84 働く女性のネットワークづくり支援	4,2, 5	女性が資格取得する際や昇格試験を受験する際の学習スペースの提供を行ったが、ネットワーク作りまでには至っていない。 (利用12名)	C	C	男女共同 参画課

No.85 男女平等の視点での優良企業の評価の検討	7	契約課及び子ども政策課に優良企業を評価する際に、男女共同参画の視点を盛り込むよう働きかけを行った。	B	C	男女共同参画課
------------------------------	---	---	---	---	---------

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	働き続けるための環境整備や周知・啓発のための講座等の事業は着実に実施された。

今後の課題

市民への周知・啓発の事業は展開されているが、企業等への働きかけについては他機関との共催や連携が必要である。また、企業への働きかけについては、子育てに等に協力的な事業者への優遇措置など、その手段については工夫し実施することが必要である。

主要課題4

健康で安定した生活基盤の確立

	課題	進捗度	評価の理由
課題 10	生活の安定と自立の 促進	B	ひとり親家庭の支援については、申請者の増加に対応して必要なサービス提供が継続されている。 また、高齢者への対応については、相談窓口・事業が着実に行われた。 さらに、女性福祉の相談では、緊急保護・自立援助について関係所管との連携が図られた。
課題 11	介護・育児のための 支援体制の充実	A	地域子ども家庭支援センター2 施設開設による体制整備で、相談の充実や関係機関との連携強化など、子ども施策の充実が図られた。特に、子ども家庭支援ネットワーク会議では、事例集を作成した。 また、介護保健サービスは着実に進められており、介護保険外のサービスについても機能回復訓練など、積極的に行なわれた。
課題 12	生涯を通じた健康 づくり	B	男女共同参画センターと保健センターで、講座の開催や相談を行ったほか、女性の健康に関する講座を充実するなど女性が健康に関わる取り組みが図られた。

課題説明

現状

高齢社会の中、高齢単身者の8割が女性である。また、ひとり親家庭も増加しており、経済的に格差が生じがちな女性世帯が自立し、安定した生活ができるような環境づくりが求められている。

目指す方向

単身高齢者やひとり親家庭が、安心して自立した生活が送れるような支援の推進を行う。

プラン体系

主要課題4

健康で安定した生活基盤の確立

(1) 生活の安定と自立の促進

施策

高齢者への支援
ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援
福祉に関する相談の充実

<「ゆめおりプラン」との関連>

- NO.12 暮らしの相談・支援
- NO.13 子どもの健全育成
- NO.15 高齢者支援
- NO.16 社会保障

<関連する個別計画>

- ・次世代育成支援行動計画
- ・新地域福祉計画

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は11ページに説明があります。

高齢者への支援

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.86 高齢者世帯の公営住宅 入居の支援と優遇	5	高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう配慮した高齢者集合住宅を建築し、L S A(通いの生活援助員)またはワーデン(住み込みの生活協力員)を設置することにより、入居者が安心して生活が送れるように日常生活の援助を行う。(設置戸数 161 戸)	C	B	高齢者 支援課
		公営住宅における高齢者等の単身者用の入居の確保を図った。 都営住宅の単身者向けの割当は少なかった。	B	C	住 宅 対策課
No.87 高齢者世帯への住宅の 確保支援	5	市としての制度はないが、住宅確保に向けての情報提供につとめた。	C	B	高齢者 支援課
No.88 生活の自立支援のため の学習の場の提供	5	高齢男性を対象とした、生活自立支援の料理講座「男の腕まくり」を開催した。(8回) また、講座終了後有志により、自主グループの活動が行われている。	B	B	男女共同 参画課
		地域包括支援センターで、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。 (開催回数 280 回、参加人員 5,790 名)	B	B	高齢者 支援課
		「DIY 住まいのお手入れ」ほか 3 講座を開催した。	C	B	学 習 支援課

ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.89 児童育成手当の支給	5	18 歳年度末までの児童を養育するひとり親家庭に対し手当を支給し、家庭生活の安定と児童の健全育成を図った。(児童 1 人当たり月額 13,500 円) 受給者数父子世帯 364 人、母子世帯 5,559 人。増加する申請者へ手当を支給し、経済的な自立支援が図られた。	B	B	子育て 支援課
No.90 ひとり親家庭等への医 療費の助成	5	18 歳年度末までの児童を養育する(児童に一定の障害がある場合は 20 歳未満)ひとり親家庭の者が、健康保険による診療を受けた際、医療機関の窓口で支払うべき自己負担分(一部負担金を除く)を助成し、ひとり親家庭の福祉の増進を図った。 助成人数 9,174 人。増加する申請者等へ医療助成を行い、経済的な自立支援を図った。	B	B	子育て 支援課

No.91 ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣	5	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣して日常生活の世話等必要なサービスを提供。 実派遣数 62 世帯。申請者の増加に対応した。	B	B	子育て支援課
No.92 母子生活支援施設での自立支援の充実	5	監護する児童の福祉に欠ける場合に、保護者とともに施設に保護し、その生活を支援し自立の促進を図り、また、配偶者のDVからの逃避や居所の確保が必要となる母子に対する支援も行った。	B	B	子育て支援課
No.93 母子・女性福祉資金の貸付による経済的自立の促進	5	児童の修学資金等、母子家庭等が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸し付けを行い、経済的な自立の支援を行った。 貸付件数 228 件。	B	B	子育て支援課
No.94 母子世帯の公営住宅入居の優遇	5	公営住宅の募集において、ひとり親世帯の優遇抽せんを行った。 応募者市営住宅 150 名、都営住宅地元割当 44 名。	C	C	住宅対策課
No.95 技能習得などによる経済的自立の促進	5	女性を対象としたパソコン講座を開催し、就職に有益な技術の習得を図った。 また、託児を付け、子どもが幼い女性も参加しやすいよう配慮して自習ができる環境を整えた。	B	B	男女共同参画課
		ひとり親家庭の保護者を対象にさらに内容を充実したパソコン講習会を開催し、技能習得の機会を提供して、就業・就労を支援した。	B	B	子育て支援課
		「はじめてふれるパソコン講座」ほか 10 講座を開催した。	B	B	学習支援課

福祉に関する相談の充実

事業名	視点	18年度事業実績	対前年進捗度	計画期間進捗度	所管課
No.96 ひとり親家庭の相談の充実	5	児童の養育、就労、家庭生活や経済的事情などに関する相談に対し母子自立支援員を置き、個々の実情に応じた情報提供や指導を行い自立を支援した。 (延件数 1,881 件)	A	B	子育て支援課
No.97 女性福祉相談の充実	5	東京都女性相談センターと緊密な連携を取りながら、緊急の保護や自立の援助が必要な女性のための相談を行った。相談実人員 653 名。	B	B	生活福祉課

No.98 高齢者相談の充実	5	介護保険を始め高齢者の一般福祉施策に対する申請・相談窓口対応を一体的に行い、市民の利便と効率を図った。 更に、保健・福祉の専門的な知識を有する職員を配置し、市民から信頼される高齢者窓口としての充実を図った。(相談件数 18,781 件)	B	B	高齢者 相談課
		市内 12 ヶ所の地域包括支援センターにおいて、相談しやすい環境作りを行い、高齢者に関するあらゆる相談に対応した。(相談件数 13,290 件)	B	B	高齢者 支援課
		高齢者及び家族が抱える生活、身の上などの各種の悩み事に対する相談を行った。 (生活相談 3 件)	C	C	大 横 福祉センタ -
		市民の日常生活全般にわたる不安、悩み、制度の利用等に対する相談を実施した。 (相談件数 16 件)	C	C	東浅川 保健福 祉センタ
		高齢者の日常生活全般にわたる不安、悩み、制度の活用等に対する相談を実施。 (福祉相談件数 4 件)	C	C	南大沢 保健福 祉センタ
No.99 介護相談の充実	5	介護保険を始め高齢者の一般福祉施策に対する申請・相談窓口対応を一体的に行い、市民の利便と効率を図った。 更に、保健・福祉の専門的な知識を有する職員を配置し、市民から信頼される高齢者窓口としての充実を図った。(相談件数 18,781 件)	B	B	高齢者 相談課
		市内 12 ヶ所の地域包括支援センターにおいて、相談しやすい環境作りを行い、高齢者に関するあらゆる相談に対応した。(相談件数 13,290 件)	B	B	高齢者 支援課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	<p>ひとり親家庭の支援については、申請者の増加に対応して必要なサービス提供が継続されている。</p> <p>また、高齢者への対応については、相談窓口・事業が着実に行われた。</p> <p>さらに、女性福祉の相談では、緊急保護・自立援助について関係所管との連携が図られた。</p>

今後の課題

高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう、福祉・介護サービス事業のほか、地域での様々な支援の取り組みなど工夫が必要である。

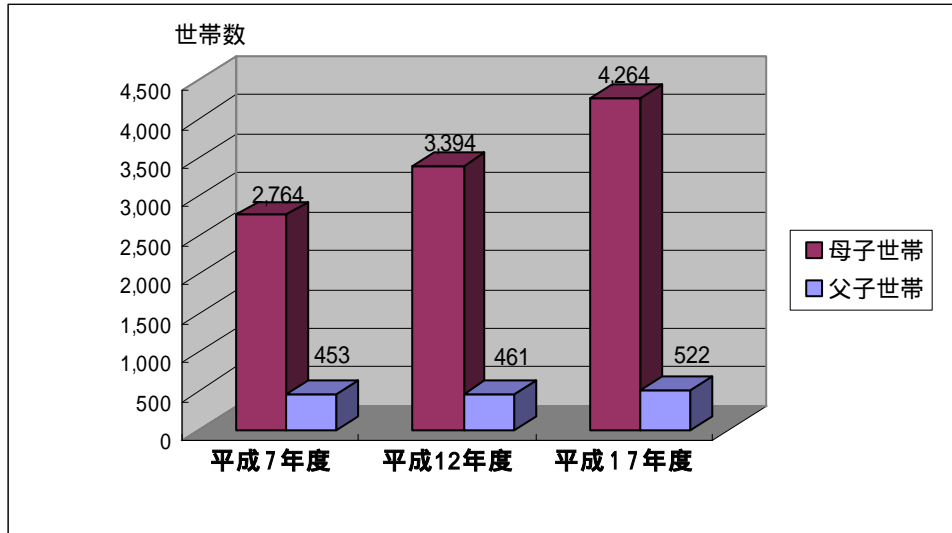
また、高齢者相談については、多様な相談にきめ細かな対応ができるよう、介護保険事業での取り組みや関係各機関等との連携・協力が必要である。

女性福祉相談については、相談者が将来的に自立するための体制づくりが不可欠であり、そのためには広範囲な関係機関等の連携推進がさらに求められる。

参 考

*****ひとり親家庭の推移*****

本市では、平成7年度以降、母子世帯も父子世帯も増加の傾向にある。



* 母子世帯：母子世帯は、女親と子供(0～18歳)からなる世帯

* 父子世帯：父子世帯は、男親とこども(0～18歳)からなる世帯

資料出所 「国勢調査」より作成

課題説明

現状

女性の社会参加が進んでいるなか、依然として高齢者などの介護の多くを女性が担っているほか、核家族化や長時間労働により、母親が子育てを一人で背負っている状況にある。

目指す方向

男女がともに育児や介護を担い、社会全体で支援していくために、体制の整備や支援内容の充実を図る。

プラン体系

主要課題 4

健康で安定した生活基盤の確立

(2) 介護・育児のための支援体制の充実

施策

介護支援のための体制の整備
 介護サービス等の充実
 子育て支援体制の充実

<「ゆめおりプラン」との関連>

NO.13 子どもの健全育成
 NO.15 高齢者支援
 NO.16 社会保障

<関連する個別計画>

- ・次世代育成支援行動計画
- ・新地域福祉計画

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

介護支援体制の充実

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.100 介護保険制度についての 周知	11, 3	出前講座「知っていますか？介護保険」の開催や、介護保険パンフレットの継続配付により、制度、利用方法を周知した。 出前講座等 33 回実施し、制度改正の周知を図った。参加者数 1,156 名。 介護保険制度の利用者数は毎年増加していることに加え、18 年度は制度改正があったため積極的な周知を行った。	B	B	介護サービス課
No.101 在宅介護支援体制の充実	11, 3	市内 12 箇所の地域包括支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談に対応し、予防教室等も開催して支援を行った。	B	B	高齢者支援課
No.102 性別によらない介護の 意識づくりと情報の提供	11, 3	性別にとらわれることなく地域や家族で介護を行う方法について考える「近くに住むことになった親のこれからを考える」講座を開催しニュータウンの地域性に考慮した介護について意識啓発を図った。	B	B	男女共同参画課
		地域包括支援センターにおいて、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。 また、男女共同参画課と共催し「近くに住むことになった親のこれからを考える」講座を実施した。	B	B	高齢者支援課

介護サービス等の充実

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.103 ショートステイ、緊急 一時保護の実施	11	介護保険が認定されていない高齢者を市内の老人ホームに一時入所し、体調調整・生活習慣の指導・家族の慰労等を行った。4 施設で実施。利用者負担は 1 日 2,080 円。(生活保護者に対する減免あり) また、緊急一時保護は、虐待、災害等により行き先のない高齢者等を一時的に保護する。(5 名、142 日)	B	B	高齢者支援課
No.104 介護従事者の育成	11	多様化するニーズに対応したホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識技術を有する訪問介護員(2 級課程)の養成及び 2 級取得者の資質向上を図る研修を行った。 (養成研修 38 名、資質向上研修 27 名)	B	B	高齢者相談課
		介護サービス従事者(介護支援専門員、訪問介護員、その他施設職員)を対象に資質向上を目的とした研修会を実施した。 (実施回数 1 回、参加者数 382 人)	B	B	介護サービス課

No.105 介護保険対象外のサービスの充実	11	日常生活の動作に困難がある概ね 65 歳以上の高齢者で、その者の居住する住宅の改修費用を給付し、在宅生活の質を確保した。 予防給付 5 件、浴槽改修 64 件、流し・洗面台の交換 5 件、便器の交換 7 件。	B	B	高齢者支援課
No.106 介護予防、自立支援のための機能訓練等の実施	11	地域包括支援センターにおいて、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。 (280 回、5,790 名)	B	B	高齢者支援課
		八王子市心身障害者福祉センターにて機能回復訓練を実施。身体障害者の四肢体幹機能の回復と残存する機能の維持を、理学療法士が専門的に指導訓練した。 登録者数・述べ人数共に横ばいで、訓練も継続者の利用がほとんどとなっている。	C	C	障害者福祉課
		介護保険認定非該当の 40 歳以上の市民を対象に、疾病・加齢などで身体機能が低下している方に、機能訓練を実施した。 介護保険制度の定着により、介護保険を利用する人が増えており、利用者は減となっている。	C	C	大横福祉センター
		高齢者が、できる限り要介護状態に陥ることなく健康で生きいきとした生活が送れるように、運動器の機能向上や閉じこもり予防等の介護予防教室を実施し、運動器機能の維持・向上が図られた。また、教室終了後継続して活動できるよう、自主化したグループの支援を行った。	A	A	東 浅 川 保健福祉センター
		介護保険認定非該当の 40 歳以上の市民を対象に、日常生活の活動の拡大と機能低下予防のための機能訓練を実施した。 病態別訓練と自主グループ訓練の独立化により、効率的な訓練が行えるようになった。	A	A	南 大 沢 保健福祉センター

子育て支援体制の充実

事業名	視点	18年度事業実績	対前年進捗度	計画期間進捗度	所管課
No.107 子ども家庭支援センターを核とした地域子育て支援・相談体制の整備	11	平成 18 年 10 月に地域子ども家庭支援センター館、12 月に地域子ども家庭支援センター石川を設置し、6 施設体制となった。 (相談件数 20,154 件) また、子ども家庭支援センターでは「八王子市子ども家庭支援ネットワーク会議」を開催し関係機関との連携強化を図り、また各地域子ども家庭支援センターでは、「地域ブロック子ども家庭支援ネットワーク会」を開き、地域での子育て支援体制の確立を目指している。	A	A	子ども家庭支援センター

No.108 一時保育の充実	11	就労、入院等の保護者の一時的な事由で保育を必要とする子どもを保育する、一時保育を実施した。(10園で実施) 一時保育の実施園の増を図り、利用者のニーズに対応した。	B	B	子育て支援課
No.109 児童虐待防止のための体制整備	11	八王子市の子どもと家庭に関わる機関の連携を目指し「八王子市子ども家庭支援ネットワーク会議」を開催し、その中で、平成18年度は「児童虐待防止」についてより連携した支援を行うため、関係機関向けの事例集を作成した。 また、その過程で各機関との連携強化も図った。	A	A	子ども家庭支援センター

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	地域子ども家庭支援センター2施設開設による体制整備で、相談の充実や関係機関との連携強化など、子ども施策の充実が図られた。特に、子ども家庭支援ネットワーク会議では、事例集を作成した。 また、介護保健サービスは着実に進められており、介護保険外のサービスについても機能回復訓練など、積極的に行なわれた。

今後の課題

平成18年度から介護保険制度の大幅な見直しがされている。制度改正による様々な取り組みのなかで施策推進を積極的に図っていく必要がある。また、男女に関わりなく、高齢者福祉・介護に携わる意識づくりが求められる。

子ども施策については、次世代育成支援対策推進法による行動計画と連動しつつ、推進を図っていくことが必要である。

課題説明

現状

女性は、妊娠・出産に関わる特有の機能が備わっており、身体機能に応じた健康管理が必要であるが、定期的な健康診断を受ける機会が少ない。

目指す方向

思春期・更年期など女性の一生を通して、心身ともに健康な生活が送れるよう、相談や啓発による支援の充実を図る。

プラン体系

主要課題 4

健康で安定した生活基盤の確立

(3) 生涯を通じた健康づくり

施策

妊娠・出産、性に関わる健康に関する啓発と相談
疾病予防と健康づくりの充実

<「ゆめおりプラン」との関連>

NO.12 暮らしの相談・応援
NO.17 健康の維持・増進

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗度の評価基準は 11 ページに説明があります。

妊娠・出産、性に関わる健康に関する啓発と相談

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.110 性に関わる健康に関する情報提供と意識啓発	9	女性が健康に自分らしく生活するために、女性特有の症状やその対処法などを学ぶ女性のための健康講座「ココロとカラダに向き合う方法」を開催し、女性の視点にたった健康について身体的・精神的の両面から考える機会を提供した。	A	B	男女共同 参画課
No.111 母子の保健に関する情報提供と相談の実施	9	月1回実施している「女性のための保健相談」では、妊娠・出産・更年期などの女性特有の不安に対する相談を受けている。	C	B	男女共同 参画課
		妊娠届時に「親と子の保健バッグ」の配布や各種健康診査、健康教育、相談、家庭訪問等を通じて母性に関する相談や知識の普及啓発、情報提供を行う。 また、出産早期より必要なケースへの情報提供が出来るよう、出産後の母子の把握に努め、継続した支援を行う。	B	B	保健 センター
No.112 女性のライフサイクルに応じた健康相談	9	「女性のための保健相談」を男女共同参画センターにて毎月1回実施などのほか、妊娠・出産・更年期などのライフサイクルに応じた健康相談を行った。	B	B	保健 センター
No.113 母親学級等の充実	9	「こんにちは赤ちゃん」(母親学級)及びパパママクラス(両親学級)で妊婦やその家族(父親等)を対象に妊娠、出産の経過、産後の体の変化及び家族計画に関する知識の普及や指導を行なった。 また、関係機関と連携し妊婦・産婦等を対象とした講座を実施した。	B	B	保健 センター

疾病予防と健康づくりの充実

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.114 基本健康診査及びがん検診の充実	9	老人保健法に基づき、生活習慣病を予防する一つとして、これらの疾患を早期に発見し、治療に結びつけるための各種検診を実施した。 (基本健康診査、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診等)各種検診受診者の延べ人数は、128,675名。 男性と女性の受診比率は、圧倒的に女性が男性を上回る。女性受診者数は前年に比べ4,075名増加した。	A	A	地域医療 推進課

No.115 健康教育、健康相談の 充実	9	女性が、自分自身の健康に関心を深めるよう生活習慣病、骨粗しょう症、乳がん、ストレスコントロールなどの健康教育、相談を実施するとともに、講座内容の充実を図った。(講座 12 回開催)	B	B	保 健 センター
No.116 心の相談の充実	9	カウンセラーが、電話・面談により様々な心の悩みを抱えている人の相談に週 3 回応じている。	C	B	暮らし の安全 安心課

課題の進捗状況

進 捗 度	評 価 の 理 由
B	男女共同参画センターと保健センターで、講座の開催や相談を行ったほか、女性の健康に関する講座を充実するなど女性が健康に関わる取り組みが図られた。

今後の課題

保健事業へ施策を積極的に取り込むしくみづくりが必要。特に両親学級など、男性参加者がいる事業を啓発の機会ととらえることが必要。

また、性感染症の予防や性差医療の導入など、女性のための生涯を通じた健康づくりに、今後、積極的に取り組む必要がある。

主要課題5

計画の推進

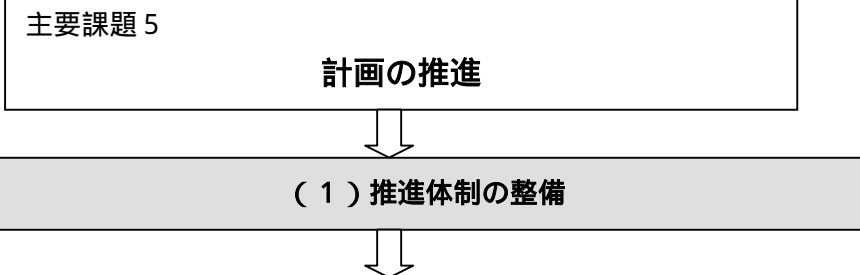
	課題	進捗度	評価の理由
課題 13	推進体制の整備	B	施策推進のために取り組みが継続して展開されている。東京都との共催事業や八王子しごと情報館で仕事探しをする方の託児サービスをほっとタイムサービスの利用対象者とし、市民の立場に配慮している。また、進捗を図るための指標・数値目標づくりに取り組んだ。

課題説明

現状
 男女共同参画センターを開設し、男女共同参画施策の推進拠点ができた。
 また、「男女がともに生きるまち八王子」を改定し、庁内への推進を図っている。

目指す方向
 施策推進のため、庁内の連携及びプランの進行管理を進める。さらに、計画を効果的に進めるため、市民との連携や国・東京都・他区市町村との連携の促進を図る。

プラン体系



<p>施策</p> <p>庁内推進体制の強化 市民との連携の推進 施策の推進 国・東京都・他区市町村等との連携強化</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連> NO.10 人とひととの支え合い</p>
---	--

庁内推進体制の強化

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.117 男女が共に生きるまち 八王子プラン推進会議 の運営	-	庁内での男女共同参画の推進をより効率的に進めるために、推進会議を廃止し、政策運営会議での付議事項に改めた。 なお、推進会議幹事会の廃止に伴い、担当課長連絡会を設置し、「男女が共に生きるまち八王子プラン」の平成17年度進捗状況の自己点検を依頼し、事業評価を行った。 また、連絡会委員は、職員対象の男女共同参画講演会へ参加した。	A	B	男女共同 参画課

No.118 男女が共に生きるまち八王子プランの進行管理の強化	-	各事業所管課が「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗を自己点検し、施策推進委員会による評価を行った。また、進捗を図るための指標・数値目標づくりに取り組んだ。	A	A	男女共同 参画課
------------------------------------	---	--	---	---	-------------

市民との連携の推進

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.119 男女共同参画について活動する団体との連携の促進	-	各団体からプランナーズ委員を選任し、講座の企画や運営を協働し、登録団体への情報提供を行った。	B	B	男女共同 参画課
No.120 男女共同参画センター運営協議会（仮称）の設置	-	男女共同参画施策推進委員会を設置し、八王子市における男女共同参画施策推進について協議するとともに、八王子市男女共同参画センターの事業・運営について市民等の意見を反映させている。	A	A	男女共同 参画課

施策の推進

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.121 男女平等・男女共同参画についての調査、研究	-	市内在住の20歳から59歳の女性を対象にアンケート調査を行い、女性の就労についての意識や生活実態を把握した。	B	B	男女共同 参画課
No.122 条例の制定についての検討	-	条例の制定について、他自治体の状況についての情報を収集した。	C	C	男女共同 参画課

国・東京都・他区市町村等との連携強化

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.123 国・東京都との連携	-	東京労働局と共催し男女雇用機会均等法改正説明会を開催したほか、東京都労働相談情報センター八王子事務所と共催し「学生のためのワークライフバランス講座」他1講座を開催した。 また、ハローワーク八王子との共催により、八王子しごと情報館で仕事探しをする方の託児サービス、ワークワークほっとタイムサービスを19年2月から開始した。	A	A	男女共同 参画課

No.124 区市等関係団体との連携	-	市町村男女平等施策担当者連絡会及び市町村男女平等施策担当課長会に出席、他自治体職員と男女共同参画施策について情報交換を行った。また、男女共同参画に関する統計の調査研究会を開催するため、他市と連携を図り実施した。(15自治体の参加)	B	B	男女共同参画課
-----------------------	---	---	---	---	---------

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	施策推進のために取り組みが継続して展開されている。東京都との共催事業や八王子しごと情報館で仕事探しをする方の託児サービスをほっとタイムサービスの利用対象者とし、市民の立場に配慮している。また、進捗を図るための指標・数値目標づくりに取り組んだ。

今後の課題

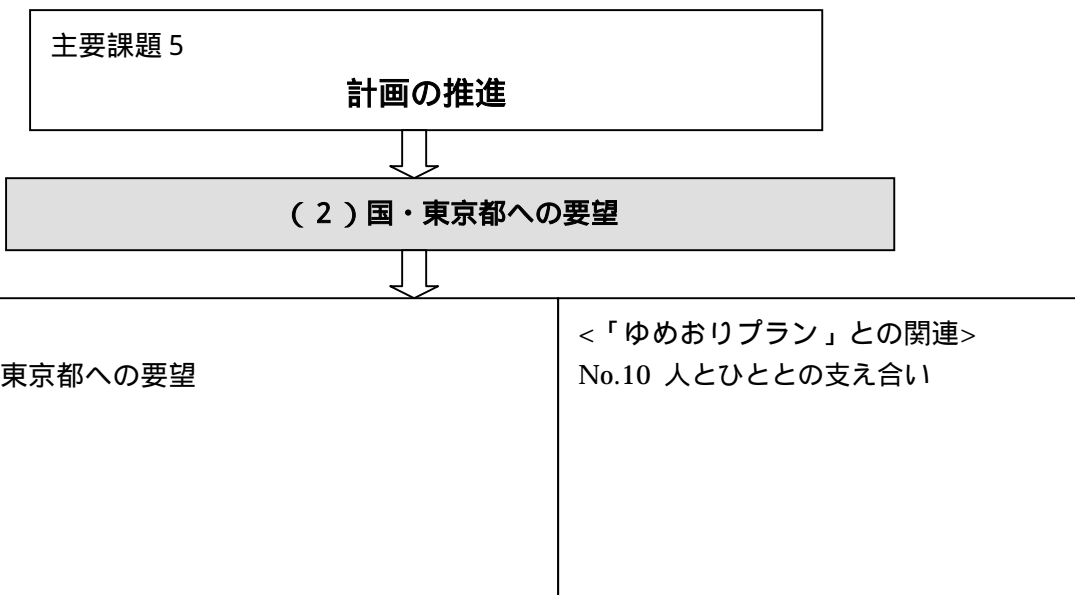
庁内の施策推進のために、施策推進委員会と計画を所管する課などと連携する機能が必要である。なお、国や東京都、近隣自治体と連携して、DV被害者支援などについて、広域的に取り組む仕組みづくりが急がれる。

課題説明

現状
 施策の推進にあたっては、各種の法律や制度などの充実が欠かせない状況にある。

目指す方向
 広域的に展開したほうが効果的な施策、国や東京都が率先して取り組むべき課題について、要望を行う。

プラン体系



国・東京都への要望

事業名	視点	18年度事業実績	対前 年進 捗度	計画期 間進捗 度	所管課
No.125 国や東京都への要望	-	平成 19 年度東京都予算編成にあたり、引き続き DV における既存民間シェルターへの制度充実と新たにシェルター運営に必要な補助制度創設について要望を行った。	B	B	男女共同 参画課

今後の課題

各区市町村と引き続き連携を強め、国や東京都へ施策推進のための要望や制度の確立を求めていくことが必要である。

5 資料

(1) 評価作業の経過

ア 自己評価の実施

(平成19年)

4月 各所管課へ自己点検票による進捗度の照会

5月 自己点検票の集約

第1回男女共同参画施策推進委員会の開催

プランに掲載されている125の事業について、平成18年度の事業内容、「男女共同参画の視点」から見た進捗状況と今後の課題について、各所管課が点検を行いました。

進捗状況については、前年度と比較して、「進んだ A」「やや進んだ B」「あまり進んでいない C」「進んでいない D」、16年度以降の進捗度を「順調 A」「おおむね順調 B」「やや遅れている C」「遅れている D」の4段階で評価することとしました。(11ページ参照)

また、ヒアリングをする所管課の選定をおこないました。

イ 男女共同参画施策推進委員会によるヒアリング

7月 第2回男女共同参画施策推進委員会の開催

8月 第3回男女共同参画施策推進委員会の開催

第2回の男女共同参画施策推進委員会で、保健センター・地域医療推進課・生活福祉課・子育て支援課からそれぞれの担当事業について、また、第3回の男女共同参画施策推進委員会では、職員課・障害者福祉課・男女共同参画課からそれぞれ、事業内容、評価の理由などの聞き取りを行い、内容の確認や問題点の整理などを行いました。

ウ 各所管課へのヒアリング

8～9月 各所管課へのヒアリング

男女共同参画課が、前年に比べ自己評価結果が下がった所管課へ出向き、事業内容、評価の理由などについて聞き取りを行い、自己評価の内容の確認や問題点の整理などを行いました。

エ 男女共同参画施策推進委員会による第三者評価の実施

11月 第4回男女共同参画施策推進委員会の開催

自己点検票をまとめた「個別事業評価」をもとに、男女共同参画施策推進委員会で、全体的な評価について検討を行いました。

オ 評価報告書の作成

12月～1月 評価報告書の作成

男女共同参画施策推進委員会による評価（外部評価）のまとめを行いました。個別事業評価(自己評価)とあわせて、平成18年度の男女共同参画施策の進捗状況について、庁内外から点検した、評価報告書を作成しました。

カ 今後の展開

評価報告書の公表

評価報告書を、市内図書館などに配置し閲覧に供するとともに、ホームページにも公開して市民へ公表し、男女共同参画施策の推進についての意見を募ります。

政策運営会議への報告

庁議である政策運営会議へ評価報告書とそれに対する市民の意見を報告し、プランの着実な推進に努めます。

(2) 八王子市男女共同参画施策推進委員会 委員名簿・開催経過

ア 八王子市男女共同参画施策推進委員会 委員名簿

氏名	分野	選出又は所属	備考
ひろおか 広岡 守穂	学識者	中央大学教授	会長
みつはし 三橋 陽子 やまきた 山北 さなえ 早苗	地域	民生児童委員	三橋氏 H19.11.30 まで 山北氏 H19.12.1 から
いしくち 石口 恭子	教育	小学校校長会	
いちかわ 市川 よしまさ 義正	市民	プランナーズ	H19.5.13 まで
えんどう 遠藤 まさこ 真子	市民	プランナーズ	
ごとう 後藤 けんいち 賢一	労働	東京都労働相談情報センター 八王子事務所所長	
せきしま 関島 サク子	市民	プランナーズ	H19.6.20 まで
ときひさ 時久 いずみ	労働	アジレント・テクノロジー(株)	
やまもと 山本 とくたろう 徳太郎	地域	町会自治会連合会	
よねむら 米村 ゆきえ 幸江	市民	プランナーズ	
さいとう 齋藤 よしこ 義子	市民	プランナーズ	H19.5.14 から

* プランナーズ・・・講座の企画等、男女共同参画センターの運営する事業を、協働で行うために、公募で選ばれた市民

イ 八王子市男女共同参画施策推進委員会 平成19年度開催経過

第 1 回	
日時	平成19年5月21日(月) 午後6時00分～8時00分
場所	男女共同参画センター
議題	1) 男女共同参画施策推進委員会作業部会の設置及び委員選出について 2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進行管理について 進行状況調査の概要について 所管課ヒアリングについて 3) 平成19年度男女共同参画センター予算の概要について

第 2 回	
日時	平成19年7月17日(火) 午後6時00分～8時00分
場所	男女共同参画センター
議題	1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」のヒアリングについて 保健センター 地域医療推進課 生活福祉課・子育て支援課 2) 市民意識実態調査に関する調査票案について

第 3 回	
日時	平成19年8月30日(木) 午後6時00分～8時00分
場所	男女共同参画センター
議題	1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」のヒアリングについて 障害者福祉課 職員課 男女共同参画課 2) 市民意識実態調査に関する調査票案について

第 4 回	
日時	平成19年11月20日(火) 午後6時00分～8時00分
場所	男女共同参画センター
議題	1) 男女が共に生きるまち八王子プラン」平成18年度評価報告書について 各課題別の評価について 総合評価について 2) 平成18年度決算について

第 5 回 (予定)	
日時	平成20年2月25日(月)
場所	男女共同参画センター
議題	1) 男女が共に生きるまち八王子プランの評価報告書について 2) 男女共同参画市民意識・実態調査報告書について 3) 男女共同参画センターの運営について

(3) その他資料

八王子市男女共同参画施策推進委員会 設置要綱

(設置)

第 1 条 八王子市における男女共同参画の推進について協議するとともに、八王子市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営に関係機関や市民の意見を反映させるため、八王子市男女共同参画施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 市長は、推進委員会に、次に掲げる事項の検討をさせ、検討された結果について報告を受けるものとする。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランに関し、調査、研究及び提言を行うこと
- (2) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関し、その進行状況について、調査、研究及び助言を行うこと
- (3) センターの事業計画に関すること
- (4) センターの運営に関すること
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進委員会は、別表に掲げる 10 人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期については前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進委員会は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会長は必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第7条 施策推進委員会の所掌事項を効率的に検討するため、施策推進委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、部長、副部長及び委員をもって組織し、施策推進委員から選出する。

3 作業部会の会議は、部長が招集する。

4 部長は、作業部会において検討した事項を施策推進委員会に報告する。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表

選出区分	人数
学識経験者	1名以内
労政を代表する者	1名以内
事業者を代表する者	1名以内
地域を代表する者	2名以内
教育を代表する者	1名以内
プランナーズを構成するセンター登録団体に属する者	2名以内
プランナーズを構成する市民	2名以内

男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会設置規程

(設置目的)

第1条 男女が共に生きるまち八王子プランに基づき、人がひととして尊重され生きいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして、総合的な施策の推進を図る調査研究等を行うため、男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は次に掲げる事項について調査研究等を行う。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 連絡会の構成は別表に掲げる職員を委員とし、必要に応じて変更することができる。

- 2 連絡会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、市民活動推進部男女共同参画課長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は連絡会の責任者とし、副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときはその職を代理する。

(会議)

第4条 連絡会は委員長が召集する。

- 2 委員長は必要に応じて、委員以外の関係職員を連絡会に出席させることができる。

(実務担当者会)

第5条 連絡会に実務担当者会を置くことができる。

- 2 実務担当者会は、委員長から付託された事項について調査、検討等をする。
- 3 実務担当者会は、各委員の所属職員から委員が指定する者をもって構成する。
- 4 実務担当者会は、委員長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別 表

(平成18年4月1日現在)

市民活動推進部	協働推進課長 学園都市文化課長 主幹(国際化推進担当) 男女共同参画課長
総務部	総務課長 職員課長 主幹(人材育成担当)
生活安全部	暮らしの安全安心課長
健康福祉部	健康福祉総務課長 高齢者相談課長 高齢者支援課長 介護サービス課長 障害者福祉課長 生活福祉課長 地域医療推進課長 保健センター所長 大横福祉センター館長 東浅川保健福祉センター館長 南大沢保健福祉センター館長
こども家庭部	子育て支援課長 児童青少年課長 子ども家庭支援センター館長
産業振興部	産業政策課長
まちなみ整備部	住宅対策課長
議会事務局	庶務調査課長
学校教育部	施設整備課長 指導室指導主事(男女共同参画担当者)
生涯学習スポーツ部	生涯学習総務課長 学習支援課長 主幹(図書館担当)

「男女が共に生きるまち八王子プラン」
- 平成 18 年度 評価報告書 -
平成 20 年 1 月

発行 八王子市
編集 市民活動推進部男女共同参画課

〒192-0082
八王子市東町 5 - 6 クリエイトホール 8 階
TEL 042 - 648 - 2230
FAX 042 - 644 - 3910
e-mail b050900@city.hachioji.tokyo.jp